

第2編 地震・津波編

第1章 災害予防計画（地震・津波編）

第1節 災害予防計画の基本方針等

第1款 災害予防計画の基本的な考え方

地震災害に対して町民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、「地震・津波に強いまちづくり」、「地震・津波に強い人づくりのための訓練・教育等」、「地震・津波災害応急対策活動の準備」及び「津波避難体制の整備」の4つに区分する。

1 地震・津波に強いまちづくり

建築物、土木構造物その他の都市基盤に着目し、地震・津波が発生しても被害を最小限に止め、復旧・復興しやすい構造とするための対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 地盤・土木施設等の対策
- (2) 都市基盤の整備
- (3) 建築物の対策
- (4) 危険物施設等の対策

2 地震・津波に強い人づくり

防災計画を実行する人に着目し、地震・津波災害への意識、知識力、行動力、組織力及び連携力を向上させ、地震・津波に対する適切な行動や組織的対応がとれるようにするための対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 防災訓練計画
- (2) 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画
- (3) 自主防災組織育成計画
- (4) 消防職員等の増員
- (5) 企業防災の促進

3 地震・津波災害応急対策活動の準備

消防、避難、救助、救援等の様々な災害時の応急対策活動に着目し、必要な活動体制・環境を整備し、応急対策を迅速かつ効果的に実施するための対策である。

4 津波避難体制等の整備

津波に対する最重要課題である避難を円滑に行うための対策に特化し、都市構造、ひとづくり、応急対策のすべての面に着目した対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 津波避難計画の策定・推進
- (2) 津波危険に関する啓発
- (3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備
- (4) 危険区域の指定等

第2節 地震・津波に強いまちづくり

第1款 地盤・土木施設等の対策

各種の地震災害から町土を保全し、町民の生命、身体及び財産を保護するための防災施設の整備・改修等の事業については、この計画の定めるところによって実施する。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

- (1) 構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。
- (2) 構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
- (3) 構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
- (4) 耐震性の確保には、上述の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

1 地盤災害防止事業（実施主体：関係部局）

(1) 危険性

地盤災害の発生については、海岸周辺の低地等で液状化の危険性が高い。

また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、町内の斜面造成地の危険性を把握する必要がある。

(2) 対策

町内の都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びにこれら地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策は、以下のとおりである。

ア 町の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策を実施する。

イ 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。

ウ 液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に町民や関係方面への周知・広報に努める。

エ 阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。

2 砂防事業（実施主体：関係部局）

(1) 危険箇所

急傾斜、地すべり及び土石流による危険が予想される区域は、資料編のとおりである。

(2) 対策

県が、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいた区域指定を受け、町は、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を進めるとともに、町地域防災計画に避難体制に関する事項を定める。

県は、土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の規制や建築物の構造の規制等の減災対策を進める。

また、警戒避難等が困難な危険箇所については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び砂防法に基づき、必要に応じて防災工事を実施する。

(3) 土砂災害防止法に基づき河道閉塞等の発生の有無を調査し、土砂災害緊急情報を発信する。

3 道路施設整備事業（実施主体：建設部土木課、西日本高速道路株）

(1) 道路網の整備

道路は、地震災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を発揮するので、今後とも引き続き、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

(2) 道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施する。

ア 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。

イ 耐震点検調査に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

(3) 緊急輸送路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

(4) 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物及び落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

(5) 応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、道路管理者が相互に連携し、あらかじめ応急復旧要領を作成し、定期的に点検する。

4 農地防災事業の促進（実施主体：建設部産業観光課）

地震・津波時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や津波の浸水等による二次災害として表面化する。これらへの対策として、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

5 上水道施設災害予防対策（実施主体：建設部上下水道課）

地震・津波による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の耐震性及び液状化対策の強化

水道事業者及び水道用水供給事業者における水道施設の新設、拡張及び改良等に際しては十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策を行うとともに、施設の維持管理に際しては適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

また、代替性の確保、多重化等により供給システムの強化を推進する。

6 下水道施設災害予防対策（実施主体：建設部上下水道課）

地震・津波による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに排水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の耐震性、液状化対策の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、液状化対策等の災害に強い下水道の整備を図る。

7 都市ガス施設災害予防計画（実施主体：沖縄ガス(株)）

ガス事業者は、地震・津波による都市ガス施設の被害やガスの漏洩等の二次災害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、以下の事項に係る事業継続計画及び防災計画を策定し、対策を推進する。

(1) 施設対策

施設の耐震性や液状化対策の強化、単位ブロック等の整備、地震計・通信設備の設置及びマイコンメーターの普及等を推進する。

(2) 教育訓練及び防災知識の普及等

地震・津波時の対応要領の策定、災害対策用資機材の整備・点検、従業員の防災教育・訓練、災害応援協力体制の確保及び町民等へのガス栓閉止措置の普及等を推進する。

8 高圧ガス災害予防対策（実施主体：関係部局、(社)沖縄県高圧ガス保安協会）

地震・津波による高圧ガス災害の発生及び拡大を防止するために、国、県、町、公安委員会及び(社)沖縄県高圧ガス保安協会等は、それぞれ連絡を密にし、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、LPガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、並びに安全機器の普及等を推進する。

9 通信施設災害予防計画（実施主体：総務部生活環境安全課、県、NTT西日本、NTTドコモ、KDDI）

町、県、NTT西日本、NTTドコモ及びKDDIは、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期する。

特に、耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

(1) 町及び県における予防計画

ア 災害用情報通信手段の確保

町及び県は、以下について考慮のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。

(ア) 代替手段等の確保

- ・NTT西日本等が提供する災害時優先電話等の効果的活用
- ・携帯電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

(イ) 冗長性の確保

- ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携
- ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

(ウ) 電源の確保

- ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等
- ・IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策

(エ) 確実な運用への準備

- ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
- ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検
- ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟
- ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練
- ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）
- ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定および関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）

(オ) その他の通信の充実等

- ・町及び県間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保
- ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築および収集された画像を配信する通信網の整備

イ 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していく。

(ア) 町は、町防災行政無線の整備、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進する。

ウ 通信設備等の不足時の備え

町及び県は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、NTT西日本及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

エ 停電時の備え及び平常時の備え

町及び県は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮する。

(2) NTT西日本及びNTTドコモにおける予防計画

ア 電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進する。

- (ア) 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。
- (イ) 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

イ 伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、次の整備を図る。

- (ア) 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

ウ 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じる。

- (ア) 回線の設置切替方法
- (イ) 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保
- (ウ) 離島等への孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
- (エ) 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保
- (オ) 可搬型基地局装置による通話回線の確保

(3) KDDIにおける予防計画

ア 通信設備等に対する防災計画

災害の発生を未然に防止するため、次のような防災計画を推進する。

- (ア) 予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行う。
- (イ) 通信に係る局舎及び通信設備等の耐災害性を強める。
- (ウ) 主要な通信設備等については、予備電源を設置する。
- (エ) 通信設備等に係る記録、プログラムファイル等のうち、特に必要と認められるものについては、その保管場所の分散、耐火構造容器等への保管等の措置を講ずる。

イ 通信網等の整備計画

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行う。

- (ア) 中央局設備及びその付帯設備を分散設置する。
- (イ) 伝送路については、所要の信頼性を維持するため海底ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

ウ 災害対策用機器等の配備計画

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に以下のような災害対策機器等を配備する。

- (ア) 離島等の孤立防止策として緊急連絡用設備を配備する。
- (イ) 非常用回線としての代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、防災用機器を配備する。

16 放送施設災害予防計画（実施主体：各放送機関）

各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期する。

- (1) 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置

- (2) 放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置
- (3) 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
- (4) その他必要と認められる事項

17 通信・放送設備の優先利用等の事前措置（実施主体：総務部生活環境安全課、県、関係機関）

(1) 優先利用の手続き

町、県及び関係機関は、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、最寄りのNTT西日本、NTTドコモ及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

(2) 放送施設の利用

町長及び知事は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定めておく。

第2款 都市基盤の整備

土地利用や基盤施設の整備を、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりの面から推進するため、個別に実施されている各種都市・地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

1 防災対策に係る土地利用の推進（実施主体：建設部都市整備課、土木課）

(1) 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針

地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための基本方針は、以下のとおりである。

ア 防災上危険な市街地の解消

土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。

(ア) 避難路

避難路は、安全に避難するために原則幅員12m以上、または幹線道路等を主要避難路として位置づける。ただし、地形、土地利用、自治会等が避難路として定める場合は、道路幅員にとらわれない。

(イ) 避難公園

都市公園の近隣公園を公共ゾーン（中央公民館、庁舎等）に配置することにより、避難地としての面積拡大、機能向上を図る。

イ 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等に際しては、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

(2) 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施

ア 土地区画整理事業

事業実施中の地区は、防災上必要な都市基盤施設を整備する。

イ 市街地再開発事業等

町は、市街地の防災性を考慮し総合的な都市再開発に取り組み、建築物の耐震化及び不燃化を促進する。また、避難路や広場等を整備することにより、都市防災の機能確保を図る。

ウ 新規開発に伴う指導

低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用となるよう規制・誘導策の導入を計画的に行う。

2 都市基盤施設の防災対策に係る整備（実施主体：建設部、各ライフライン事業者）

(1) 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

町及び県は、都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、地震・津波による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施し、道路・公園、河川・砂防、港湾等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の防災対策を推進する。

(2) 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 防災上重要な道路の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進する。

イ 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

ウ 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置

一時避難地となる住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、誘導標識等の設置を推進するとともに、消防・避難活動等の対策を強化する。

エ ライフライン等の整備

町、県及び各ライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性、耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散及び代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

さらに、大規模な地震・津波が発生した場合の被害想定結果に基づいて主要設備の耐震化、耐浪化、液状化対策、地震後の復旧体制の整備及び資機材の備蓄等を行う。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進める。

オ 防災拠点機能の確保

広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

3 地震火災の予防（実施主体：建設部都市整備課、総務部生活環境安全課）

(1) 地震火災予防の基本方針

今後予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。

ア 不燃化の推進地震被害想定等により、地震火災の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

イ 消火活動困難区域の解消

1、2に記した事業のほか、都市防災構造総合推進事業や街路整備事業等により消火活動の困難な区域を解消する。

ウ 延焼遮断帯等の形成

広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。

エ 地震に強い消防水利の確保

消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

(2) 地震火災予防事業の実施

地震火災の防止を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 指定防火・準防火地域の不燃化

商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を地震火災の危険度が高い地区を重点に積極的に実施し、不燃化を促進する。

イ 公営住宅の不燃化推進

町営住宅等の公営住宅については、市街地特性、地震火災の危険度及び老朽度等を考慮し、建替えによる不燃化の推進を図る。

ウ 耐震性貯水槽等・消防水利の整備

地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、耐震性貯水槽や自然水利・プール等の活用体制の整備を推進する。

4 津波に強いまちの形成（実施主体：建設部土木課、産業観光課、総務部生活環境安全課）

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

(1) 最大クラスの津波に対しては、町民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の統合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

(2) 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。

(3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度の避難を可能とする。ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。

(4) 町や県の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、町役場関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日

頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。

- (5) 津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。
- (6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。

第3款 建築物の対策

既存建築物の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。

1 建築物の耐震化の促進（実施主体：建設部都市整備課、教育委員会）

町は、町有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

2 ブロック塀対策（実施主体：建設部都市整備課）

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示された。

本町の場合、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止するため、以下の対策を実施検討する。

(1) 調査及び改修指導

町は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。

特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

(2) 指導及び普及啓発

町は、県と協力して建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

第4款 危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波を想定した保安体制の強化を講ずるとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及徹底を図るものとする。

1 危険物災害予防計画（実施主体：総務部生活環境安全課、東部消防組合、浦添警察署等）

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。石油コンビナート及び都市ガス等含む。）に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、地震・津波災害予防上必要な指導を行う。

(2) 防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱い者に対し、地震・津波を想定した保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(3) 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、以下の対策を講じ地震・津波災害の予防に万全を期する。

ア 火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状や数量等を十分把握し、地震・津波による火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

イ 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正にできるよう、地震・津波を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、地震・津波の際にもその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

エ 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と町及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

オ 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波に対する教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

2 毒物劇物災害予防計画（実施主体：総務部生活環境安全課、東部消防組合、浦添警察署等）

(1) 方針

地震・津波災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等の不測の事態に備えて、以下について徹底を図る。

ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握

イ 毒物及び劇物の地震津波発生時の危害防止規定の策定

ウ 耐震等の定期点検及び補修の実施

エ 防災教育及び訓練の実施

オ 災害対策組織の確立

(2) 対策

町は、県の協力のもと、地震・津波災害時における毒物劇物による危害を防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対し以下の指導を行い、万全を期するものとする。

ア 毒物劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。

イ 地震・津波発生時の危害防止のための応急措置規程等を策定するよう指導する。

ウ 毒物劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する地震防災上の指導体制の確立を図る。

- エ 毒物劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する耐震設備の指導を実施する。
- オ 毒物劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

3 火薬類災害予防計画（実施主体：総務部生活環境安全課、浦添警察署、(社)沖縄県火薬類保安協会等）

地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、町、県警察本部及び(社)沖縄県火薬類保安協会等は相互に連携し、保安体制の強化や火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

(1) 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

- ア 火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、地震・津波への保安の監督指導を行わせる。
- イ 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所には、必要に応じ立入検査を実施し、地震・津波への保安体制の強化を図る。

(2) 火薬類消費者の保安啓発

- ア 火薬類消費者への地震・津波の保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る。
- イ 火薬類消費者の保安指導を実施し、地震・津波への自主保安体制の強化を図る。

4 有害化学物質等漏出災害予防計画（実施主体：総務部生活環境安全課）

事業場においては、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。地震・津波の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、町民の健康や生活環境を保全するため、以下の有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。

(1) 有害化学物質等取扱事業場における状況把握及び情報提供体制の整備

町内事業場で使用されている有害化学物質等の種類、量、排気、排水等の処理状況などを定期的に調査し、取扱状況を的確に把握するとともに、その情報をデータベース化し、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。

(2) 「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」に基づく事業者指導

「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等について指導を進める。

- ア 対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理
- イ 地震・津波発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

(3) 琉球大学の遺伝子組み換え実験について、安全管理を図るよう指導する。

第3節 地震・津波に強い人づくり

第1款 防災訓練計画

地震・津波災害への避難体制を確立し、防災思想の普及を図るため、町、県、防災関係機関及び町民が一体となって、計画的に防災訓練を実施する。

1 防災訓練の実施に係る基本方針

本町の地震・津波防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

(1) 実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

(2) 地域防災計画等の検証

町の地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく地震・津波防災訓練を実施する。

(3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等をふまえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

2 各防災訓練の実施に係る事項（実施主体：総務部生活環境安全課、防災関係機関）

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

- (1) 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場の派遣等について行うテーマ別訓練
- (2) 自主防災組織の訓練
- (3) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- (4) 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
- (5) 避難所における避難行動要支援者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練
- (6) 物資集配拠点における集配訓練
- (7) 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- (8) 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

3 総合防災訓練（実施主体：総務部生活環境安全課、防災関係機関）

(1) 総合防災訓練

町や防災関係機関は、地域特性や被害想定等をふまえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。

ア 実施時期

毎年1回以上適当な時期（水防月間、土砂災害防止月間等）に行うものとする。

イ 実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。

ウ 参加機関

関係市町村、県及び防災関係機関

エ 訓練の種目

訓練の種目はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練
- (イ) 水防訓練
- (ウ) 救出及び救護訓練
- (エ) 炊き出し訓練
- (オ) 感染症対策訓練
- (カ) 輸送訓練
- (キ) 通信訓練
- (ク) 流出油等防除訓練
- (ケ) 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）
- (コ) その他

(2) 訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

(3) 広域津波避難訓練

町は、町民等の津波避難行動に特化した県実施の県下全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）などに参画する。これにより、町民等の津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。

ア 津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題

イ 津波避難困難区域の把握

ウ 米軍基地周辺での米軍との現地実施協定に基づく基地内への避難、避難行動要支援者の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

4 防災訓練の成果の点検（実施主体：町関係部局、防災関係機関）

防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、防災計画・施策に反映する仕組みを確立する。

5 地域防災訓練等の促進（実施主体：総務部生活環境安全課）

町及び県は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施をふまえた地震津波防災マニュアルの策定等を促進する。

第2款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画

地震・津波災害を念頭においた町及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施するものとする。

1 防災知識の普及・啓発（実施主体：総務部生活環境安全課、防災関係機関）

(1) 町の役割

町は、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、町民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

(2) その他防災関係機関の役割

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。

(3) その他

ア 普及・啓発の時期や内容等

町、県及びその他防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、地震・津波被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を町民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

- (ア) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備等、家庭での予防・安全対策
- (イ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動
- (ウ) 災害時の家族内の連絡体制の確保
- (エ) 緊急地震速報受信時の対応行動

イ 効果的な普及・啓発方法

防災知識の普及・啓発に当たっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

2 各種防災教育の実施（実施主体：総務部生活環境安全課、建設部産業観光課、教育部教育総務課・文化課・生涯学習課、防災関係機関）

防災関係機関は、地域住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、以下における防災教育の徹底を図る。

(1) 防災研修会・防災講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行う。

また、受講者の属性（職種・年令層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

(2) 防火管理者教育

消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、地震火災予防対策の強化を図る。

(3) 学校教育・社会教育

幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、大学における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどの社会教育は、受講者の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

町及び県は、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、町民の津波防災への理解向上に努める。

(4) その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、地震活動及び地震発生原因についての知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施の際は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

3 災害教訓の伝承（実施主体：総務部生活環境安全課、関係課）

町及び県は、過去に起こった大災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第3款 自主防災組織育成計画（実施主体：総務部生活環境安全課）

地震・津波への対応力を強化するためには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、大変重要となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに町民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、町は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

1 自主防災組織整備計画の策定

本計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、町の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにするものとする。

2 町民の防災意識の向上

町民に対する防災意識の向上や、地域における自主防災組織の結成や町民参加の推進等を図るた

め、パンフレット等資料の作成や周知と、講演会等の開催について積極的に取り組むものとする。

3 組織の編成単位

町民の防災対策の推進における最も適正な規模としては、基本的に以下の地域を単位とし、町と協議のうえ、自主防災組織を設置するものとする。

- (1) 町民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 町民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

4 組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。

- (1) 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

5 活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模及び態様を十分生かした具体的な避難ルート及び場所を含む活動計画を策定するものとする。

6 活動

- (1) 平常時の活動
 - ア 防災に関する知識の普及
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 防災資機材の備蓄
 - エ 防災リーダーの育成
- (2) 地震時の活動
 - ア 災害情報の収集・伝達
 - イ 責任者等による避難誘導
 - ウ 出火防止
 - エ 救出救護
 - オ 給食給水

7 資機材の整備

町は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

8 活動拠点整備等

町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、地震・津波時においては、避難、備蓄の

機能を有する活動拠点施設の整備を図るものとする。

9 組織の結成の促進と育成

(1) 自主防災組織の結成促進と育成

町は、自主防災組織の結成の促進と育成を行うため、自主防災リーダー養成研修の実施や、自主防災資機材の整備等を支援する。

(2) 消防団との連携

町は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、町民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成

イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

第4款 消防職員等の増員（実施主体：総務部生活環境安全課、東部消防組合）

1 消防職員の充実

消防職員は消防活動の中核を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。

しかし、町内には東部消防組合の西原出張所（現員 15 名）があるのみで、十分な消防体制とは言えない状況である。

このため、町は県と連携して、以下について検討を実施する。

ア 消防職員の適性数や増員の必要性の検討

イ 消防職員の充実による消防防災体制の強化の検討

2 消防団員の充実

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して町民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して町民の避難支援等を行うことが期待されている。

一方、町内の消防団員数（現員 20 名）は少ないため、町は県と連携して以下の対策を実施し、消防団員の充実を図るための検討等を実施する。

ア 地域に必要な消防団員数の検討

イ 町民への消防団活動の広報

ウ 消防団の訓練、資機材の充実

エ 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等

第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備

町、県及び防災関係機関は、「第2章 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。

第1款 初動体制の強化（実施主体：関係部局、防災関係機関）

突然発生する災害に、町、県及び防災関係機関が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や防災関係機関等における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、防災関係機関として所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の3つの点を重点に初動体制の強化を図る。

(1) 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後すみやかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

ア 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の防災対策に専念できるよう、職員はもちろんその家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

イ 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震が発生する場合、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな震度を記録していることもある。このような場合、いち早く災害対策本部長をはじめ各対策部長等と連絡を行い、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ、防災担当職員、関係部局の災害担当職員等に携帯電話等を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える。

ウ 24時間体制等の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間の内外を問わず、常に要員が待機すること等により、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。そこで、防災担当職員等による宿直体制や庁舎近傍への宿舎確保等のあり方について検討する。

エ 執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。

(2) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

ア 庁舎等の耐震性の確保

災害対策本部設置予定庁舎の耐震性を確保し、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。

また、拠点病院をはじめ、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料、非常通信手段等を整備する。

イ 災害対策本部設置マニュアルの作成

誰もが手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

ウ 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

(3) 災害情報の収集・伝達体制の充実

町は、被害情報（被害情報や防災関係機関等における応急対策活動の実施状況等）を迅速に把握するため、以下の対策を推進する。

ア 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設・設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、町は以下の対策を推進していくこととする。

- (ア) 町防災行政無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の導入等。
- (イ) 防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備する。
- (ウ) 地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）を活用する。

イ 通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、NTT西日本及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

ウ 連絡体制等の確保

- ・各機関の連絡窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保
- ・防災関係機関が共有する防災情報形式の標準化及び共通システムの検討
- ・被災地域の情報収集、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等が発生した地域の調査、連絡調整を行う先遣調査隊員及び派遣手段等の確保

(4) 情報分析体制の充実

町及び県は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

第2款 活動体制の確立（実施主体：関係部局）

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の7つの点を重点に活動体制の確立を図る。

(1) 職員の防災対応力の向上

平時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するために、以下の対策を推進する。

ア 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に行い、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配付する。

イ 防災担当職員及び災害担当職員の養成

防災担当部局の防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。

また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

- (ア) 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。
- (イ) 災害を体験した市町村等への視察及び意見交換会の開催等を行う。
- (ウ) 防災担当専門職員を養成する。

(2) 物資及び資機材の確保体制の充実

迅速及び的確な災害応急対策の実施には、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等）、消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食料、水及び生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下のとおり、迅速に所要量を確保できる体制の確保を推進していく。

ア 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、町民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

- (ア) 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- (イ) 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- (ウ) 救助工作車等の消防機関への整備促進
- (エ) 資機材を保有する建設業者等と町との協定等締結の推進
- (オ) 各町立施設における救出救助用資機材の整備促進

イ 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、町民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

- (ア) 自主防災組織用の消火用資機材の補助
- (イ) 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- (ウ) 消防自動車等公的消防力の整備促進

ウ 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

医薬品・衛生材料については、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく申し合わせにより、県では、県立中部病院、県立宮古病院、県立八重山病院等に原則として2,500人分を確保することとしている。

併せて、県が緊急調達を迅速に実施できるよう社団法人沖縄県薬剤師会及び沖縄県医薬品卸業協会等との間に「医薬品等の供給に関する協定」を締結し、必要があるときは業者の保有する医薬品等を災害発生直前の価格で調達できる体制を整えておくこととしている。

エ 食料・水・被服寝具等の生活必需品の確保体制の充実

食料・水・被服寝具等など生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、十分な量の備

蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

- (ア) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等における、食料・水・被服寝具など生活必需品の3日分の備蓄に関する啓発
- (イ) 町における食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄推進
- (ウ) 大手流通業者等（大型小売店舗、生活協同組合、問屋）との協定等締結の推進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握
- (エ) 公的備蓄ネットワーク（県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる相互利用体制）への参画
- (オ) 乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備
- (カ) 町及び上水道管理者による給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び町民等へのポリ容器等の備蓄促進

オ 輸送手段の確保

- (ア) 車両の確保

町及び県は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておくものとする。

また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

(3) 応援体制の強化

被害が甚大で町及び県において対応が困難な場合、県内市町村間の応援調整や、外部からの応援を求める必要がある。

県では、九州・山口9県災害時応援協定の締結をはじめ総合防災訓練の実施など積極的に進めているところであるが、今後とも以下の対策を講じることにより、なお一層の応援体制の強化を図ることとしている。

ア 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

本県は離島が散在するため、様々な地震・津波の被害想定による被災パターン等をふまえ、災害応急対策に係る市町村間の相互応援を迅速・確実に行える体制を強化する必要がある。

このため、県は、市町村間の相互応援協力協定の締結を促進するために必要な支援を行う。

また、県は、市町村の対応能力を超える遺体の火葬処理及び災害廃棄物の処理等に対処するため、被害想定調査による被災パターン等を考慮した広域処理体制を確保する。

イ 県内関係業界や民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

- (ア) 指定地方公共機関の指定

大規模な震災時には現在指定地方公共機関に指定していない各種の機関の協力が必要であり、これらの機関との円滑な連携が図られるよう、指定地方公共機関としての位置づけについて検討する。

- (イ) 県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害時の連携が円滑に行えるように県内関係業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

ウ 専門ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

- (ア) 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。
- (イ) 日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

エ 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップしておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

オ 自衛隊との連携の充実

県及び市町村は、被害想定結果等をふまえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

(4) 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

ア 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。

それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

イ 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後すみやかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する。

ウ 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、各主体がそれぞればらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備していくこととする。

エ 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、町内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

オ 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、第2章「災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

カ 災害交通規制の周知

県警察は、災害時の交通規制実施時の運転者の義務等を町民に周知する。

(5) 広報広聴体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そこで、以下の体制を早急に整える。

ア プレスルームの整備

報道機関を通じての広報については、町、県及び防災関係機関からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームを指定し、設備を充実する。

イ 災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催

災害時に町からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。

ウ インターネットを通じた情報発信に関する検討

情報化の進展に伴い、インターネット、ワンセグ、ツイッター及びフェイスブック等といった新しい情報伝達手段が普及してきている。

そこで、町、県及び防災関係機関からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。

エ 手話通訳者・外国語通訳者のリストアップ

聴覚障害者や外国人に対して的確な情報を伝達できるよう、手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

(6) 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、自治会・町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区・中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進していく。

(7) 公的機関等の業務継続性の確保

町及び防災関係機関は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

さらに、以下の各種データ等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

ア 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ

イ 不動産登記の保全等

第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実
(実施主体：関係部局、関係機関)

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

(1) 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

町民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

ア 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び余震に関する情報等を町民に迅速に知らせる体制を整える。

イ 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

ウ 避難誘導対策の充実

危険な建物及び地域から安全な場所に町民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を町、県、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、町は、県や施設管理者等と連携して、以下の対策を推進していくこととする。

(ア) 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検

(イ) 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検

(ウ) 高齢者、障害者及び外国人のための避難マニュアルの作成

(エ) 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する県との調整の推進

(オ) 避難路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進

エ 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、町としては以下の対策を推進していくこととする。

(ア) 県、消防機関、警察及び自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練を含む）

(イ) 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

オ 緊急医療対策の充実

大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのため、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していくこととする。なお、当面は県として以下の対策を推進する。

- (ア) 地震・津波の被害想定、初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進
- (イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び県内医療機関の医療従事者による医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練を含む）

また、総合的な緊急医療対策のための検討項目は、次の項目とする。

- (ウ) 第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策
- (エ) 医療機関の被災状況、稼働状況及び医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策
- (オ) 地震・津波の危険性、被害想定の子測負傷者をふまえた国立病院機構、災害拠点病院等における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療資機材等の備蓄

カ 消防対策の充実

町は、町の消防常備化率や消防団員比率、自主防災組織カバー率の低さ等をふまえ、同時多発火災の発生に迅速に対処できるよう、以下の対策を推進していく。

- (ア) 消防本部、消防団及び自衛隊との合同消火訓練の実施（総合防災訓練を含む）
- (イ) 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進
- (ウ) 自主防災組織用の初期消火用資機材の補助
- (エ) 消防広域化の支援及び消防救急無線のデジタル化・消防指令センターの整備・運用
- (オ) 消防本部を通じての防災管理制度に基づき、消防管理者として大規模な建築物等の管理を行う者の選任、防災管理に係る消防計画の作成及び防災管理点検の実施等の促進

キ 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、町民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(2) 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

ア 学校の防災拠点化の推進

以下の点に留意し、学校が地域の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

- (ア) 無線設備の整備
- (イ) 教職員の役割の事前規定
- (ウ) 調理場の調理機能の強化
- (エ) 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- (オ) シャワー室、和室及び車いす用トイレの整備
- (カ) 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- (キ) 給水用・消火用井戸、貯水槽及び備蓄倉庫の整備
- (ク) 施設の耐震化及びバリアフリー化

イ 福祉避難所のリストアップ

町は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障害者等を専用に受け入れる福祉避難所を指定

しておく。

また県は、社会福祉施設の被災により、高齢者・障害者等の要援護者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に、被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップし、受入体制を協議しておく。

ウ 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、町民や各機関それぞれが備蓄する食料・水・被服寝具など生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね最低3日間）、食料・水・被服寝具など生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

エ 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

県は、災害により住家を失った人に対し迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との間での協定の締結を図る。

また、供給可能量を把握し、調達供給体制を整備しておく。

町は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、公営住宅の空き家等を把握し、災害時の一時避難住宅として迅速に確保できるようにしておく。

オ 物価の安定等のための事前措置

町及び県は、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

(ア) 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

(イ) 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

カ 文教対策に関する事前措置

町及び県は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

(ア) 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討

(イ) 時間外災害発生時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討

(ウ) 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

(エ) 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

第4款 消防防災ヘリコプターの整備の検討（実施主体：県）

大規模な地震が発生した場合、被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、空中消火活動及び負傷者の搬送等を迅速に行う必要が出てくるが、道路の寸断や渋滞によって陸上からの情報収集や輸送・搬送には大きな障害が発生する可能性が高い。現在、県には消防防災ヘリコプターは配置していないことから、今後、県が検討する過程で、町として以下のような項目について検討し、県の整備検討に参画・連携していくこととする。

- (1) 被害情報の収集
- (2) 物資や防災要員の輸送
- (3) 負傷者の搬送
- (4) 空中消火活動

第5款 災害ボランティアの活動環境の整備 (実施主体：福祉部福祉保険課、西原町社会福祉協議会)

- (1) ボランティア意識の醸成
 - ア 学校教育における取組
ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、町及び県は、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。
 - イ 生涯学習を通じての取組
町、県及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。
- (2) ボランティアの育成等
 - ア ボランティアの育成
町及び県は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、県社会福祉協議会及び西原町社会福祉協議会と連携して、平時からボランティアの育成に努めるものとする。
 - イ 専門ボランティアの登録等
 - (イ) 町及び県は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」）という。）を平時から登録し、把握に努めるものとする。
 - (ロ) 町及び県は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。
 - ウ ボランティアコーディネーターの養成
町及び県は、日本赤十字社沖縄県支部及び県社会福祉協議会及び西原町社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。
- (3) ボランティア支援対策
 - ア 町及び県は、県・西原町社会福祉協議会と連携して、殺到するボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておくものとする。
 - イ 町及び西原町社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。
 - ウ 町及び西原町社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。
また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保する

ものとする。

エ 県及び県社会福祉協議会は、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努めるものとする。

町は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

第6款 避難行動要支援者の安全確保計画 (実施主体：福祉部福祉保険課・健康支援課・こども課)

高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の避難行動要支援者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。

このため、平時から地域において、避難行動要支援者の支援体制を整備しておくことが重要である。

特に、高齢者・障害者等には事前の避難支援プランを策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

(1) 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設、幼稚園及び保育所における避難行動要支援者の安全を図るためには、以下の対策を講じておくことが必要である。

ア 町防災計画への位置づけ

町は、災害発生時の、避難行動要支援者の避難対策等について、施設管理者、町及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定めるものとする。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の福祉施設等については、警報等の伝達体制や避難場所等を明記しておく。

イ 施設・設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に避難行動要支援者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。

ウ 地域社会との連携

災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。

エ 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

オ 災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等の確保ができない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努めるものとする。

(2) 在宅で介護を必要とする町民の安全確保

心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

ア 避難行動要支援者避難支援プランの策定

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者に関する情報を共有し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援個別計画の策定に努めるものとする。

本町においては、平成24年3月に「西原町災害時要援護者支援計画」を策定した。台帳等の整備を推進していくこととする。

イ 防災についての普及・啓発

広報等を通じ、避難行動要支援者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

(ア) 避難行動要支援者及びその家族に対する普及・啓発

- ・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
- ・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

(イ) 地域住民に対する普及・啓発

- ・地域在住の避難行動要支援者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
- ・発災時には避難行動要支援者の安全確保に協力すること。

ウ 緊急通報システムの整備

災害時に避難行動要支援者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

(3) 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障害者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら避難行動要支援者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

ア 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に避難行動要支援者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や附属設備等の整備に努めるものとする。

イ 施設及び設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や附属設備等の常時点検に努めるものとする。

第7款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

(実施主体：総務部生活環境安全課、建設部産業観光課、各交通機関等)

町、県、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設（バス等）等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

(1) 観光客・旅行者等の安全確保

ア 避難標識等の整備、普及

町、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

イ 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・水・被服寝具など生活必需品の備蓄に努めるものとする。

町は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

(2) 外国人の安全確保

町及び県は、国際化の進展に伴い、本町に居住・来訪する外国人が増加していることをふまえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

ア 外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。

イ 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

第5節 津波避難体制等の整備

本町は、観光立県・沖縄県の中部に位置し、近年では西原マリパークなどに多くの観光客が訪れる。

一方、県内には過去に津波による大きな被害を受けた地域も存在し、町民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び避難行動要支援者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

1 津波避難計画の策定・推進（実施主体：総務部生活環境安全課）

(1) 町における対策

町は、県が策定する上記津波避難計画策定指針その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、地域の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定するよう努める。

なお、計画の策定や修正にあたっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

(2) 避難行動要支援者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設（バス等）、医療・福祉施設、学校、興行場その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

(3) 避難計画の留意点

ア 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、町及び県は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、町は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、県警察と十分な調整を図る。

イ 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等をふまえて定めておく。

2 津波危険に関する啓発（実施主体：総務部生活環境安全課、福祉部子ども課、建設部産業観光課、教育部教育総務課）

(1) 町における対策

ア 町は、町民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

(ア) 津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性含む）

(イ) 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）

(ウ) 過去の津波災害事例や教訓（八重山地方大地震津波等）

(エ) 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）

イ 普及・啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

(ア) 学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育

(イ) 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会

(ウ) 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、避難行動要支援者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会

(エ) 津波危険地域の各町内会、自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会

(オ) 広報誌

(カ) 防災訓練

(キ) 防災マップ（津波ハザードマップ）

(ク) 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）

(ケ) 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

(2) 広報・教育・訓練の強化

ア 津波ハザードマップの普及促進

町の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

イ 津波避難訓練の実施

県は、防災関係機関、県民、観光客等が多数参加する広域的な津波避難訓練を実施する。

町は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間をふまえ、防災関係機関、町民、防災リーダー及び避難行動要支援者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

ウ 津波防災教育の推進

町及び県は、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、町民の津波防災への理解向上に努める。

3 津波に対する警戒避難体制・手段の整備（実施主体：総務部生活環境安全課）

本町の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地区の解消等を図るものとする。

(1) 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

県は、沖縄県防災情報システム等により、町及び消防本部に対し気象庁が発表した地震情報や津波警報等を迅速に伝達するものとする。

町は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

町及び県は、地震情報、津波警報、避難勧告等が町民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、避難行動要支援者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

(2) 監視警戒体制等の整備

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

(3) 避難ルート及び避難ビルの整備

ア 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では概ね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、町民等に周知する。整備にあたっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号減灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

イ 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

ウ 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備にあたっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

エ 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、町民への周知と理解を促進する。

4 危険区域の指定等（実施主体：総務部生活環境安全課、建設部土木課・都市整備課）

津波による危険の著しい区域は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討し、必要な措置を講ずる。

なお、津波災害警戒区域を指定する場合には、津波防災地域づくり法により以下の対策を講じる。

ア 町防災計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要す

る者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

イ 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を町防災計画に定める。

ウ 津波災害警戒区域を含む場合、町防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について町民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。

エ 町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

第2章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

第1節 組織計画

1 西原町災害対策本部

本部の組織等は、「西原町災害対策本部条例」、「西原町災害対策本部運営要綱」及び本計画の定めるところによるものとする。

(1) 町本部の組織編成は、資料編のとおりとする。

ただし、必要に応じこれと異なった組織体制をとることができるものとする。

ア 本部

(ア) 本部に部及び班を設け、部に部長及び副部長、班に班長及び班員を置く。

部長及び班長は、別表1に掲げる職にあるものをもって充て、班員は当該班長の所属する課(所)の職員をもって充てる。

(イ) 本部に本部会議を置く。本部会議は本部長(町長)、副本部長(副町長、教育長)及び本部長員をもって構成し、災害応急対策の基本的事項について協議決定する。

(2) 事務分掌

ア 本部

(ア) 部長は、本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(イ) 班長は、部長の命を受け班の事務を掌理する。

(ウ) 本部の各部及び各班の事務分掌は、別表2のとおりである。

(3) 町本部の設置

町本部は、次に掲げる場合に設置するものとする。

ア 町の全域又は一部の地域に、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく津波警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき。

イ 地震又は津波により、町の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。

ウ 町の全域又は一部の地域に、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき。

エ 気象庁が、西原町で震度5強以上が観測された旨発表した場合及び沖縄県が属する津波予報区のいずれかに「大津波」の津波特別警報を発表したとき。

(4) 本部設置場所

原則として、「町役場庁舎内」に災害対策本部を設置する。

なお、本庁舎が大規模地震等により使用できない場合は、「東部消防西原分署」に設置する。

(5) 本部設置に至らない場合の措置

ア 災害警戒本部の設置

災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の設置基準は、以下のとおりとする。

- (ア) 町の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく津波警報（注意報を含む）が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。
- (イ) 地震又は津波により、町内に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。
- (ウ) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。
- (エ) 気象庁が、西原町で震度5弱を観測された旨発表したとき。
- (オ) 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに「津波」の津波警報を発表したとき。
- (カ) 県本部が設置された場合において、町本部設置の必要を認めたとき。

イ 災害対策準備体制

気象庁が、西原町で震度4が観測された旨を発表した場合、又は沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表したときは、直ちに生活環境安全課職員による災害対策準備体制をとるものとする。

(6) 本部長（町長）の参集途上における指示

本部長（町長）は、休日、夜間等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したときは、参集途上にあっても、あらかじめ自宅又は公用車に配備された防災行政無線又は携帯電話等により、災害対策本部の設置、自衛隊の災害派遣要請並びに国及び県への応援要請等災害応急対策上必要な意思決定を行い、さらに必要な指示を行うものとする。

(7) 本部長が不在等の場合の責任体制

本部長（町長）が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、以下の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。

1 町長 → 2 副町長 → 3 教育長 → 4 総務部長

(8) 本部会議の開催

災害に対する応急対策について方針を決定しその実施を推進するため、本部長は副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。

(9) 夜間及び休日等における配備

ア 宿直員の配備

夜間及び休日等に発生する災害に対処するため、夜間及び休日等に宿直員を配備する。

宿直員は、気象業務法に基づく注意報又は警報の発表、その他異常現象の通知を受けたとき、又は知ったときは、町及び県出先事務所等に注意報、警報を伝達するとともに、別に定める「西原町災害時緊急連絡体制表」に基づき職員に連絡するものとする。

イ 非常参集

各班の配備編成計画により参集が必要な職員は、夜間及び休日等の勤務時間外に災害が発生し

たとき、又は発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、所属の各部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集するものとする。

また、全職員は、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、自ら所属機関に参集する。

交通の途絶等により所属機関への参集が不可能な場合には、参集可能な町有施設に参集し、応急対策に当たるものとする。

ウ 発災初期の災害対策要員の確保

発災初期の情報の収集・伝達、災害対策本部の設置、防災関係機関との連絡調整等初動対応を迅速に行うため、あらかじめ町役場近隣居住職員の中から発災初期の災害対策要員（情報・初期対応要員）を指定しておくものとする。

【地震・津波の配備態勢総括表】

災害種別		本部	
		災害対策本部	
津波	津波注意報		第1
	津波注意報（情報収集・伝達強化）		第2
	津波警報「津波」		第2
	津波特別警報「大津波」		第3
地震	震度4	本島又は本島周辺離島で発生	第1
	震度5弱	本島又は本島周辺離島で発生	第2
	震度5強	本島又は本島周辺離島で発生	第2
	震度6弱以上	本島又は本島周辺離島で発生	第3

(10) 町本部を設置したときの通知及び公表

町本部を設置したときは、以下の要領で通知、公表するものとする。

担当班	通知・公表先	通知・公表方法
統括班班長	各班長	庁内放送、電話その他迅速な方法
〃	県	電話その他迅速な方法
〃	浦添警察署	〃
企画財政対策班班長	報道機関	〃
〃	町民	テレビ・ラジオ・広報車による広報その他迅速な方法

(11) 町本部の廃止

町本部は、以下の場合に廃止するものとする。

- ア 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。
- イ 災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき。

なお、町本部を廃止したときは、(10)の要領により通知するものとする。

2 西原町防災会議

西原町防災会議の組織、所掌事務及び運営については、基本法、関係法令、西原町防災会議条例の定めるところによるものとするが、その概要は次のとおりである。

(1) 組織

西原町防災会議の組織は、資料編に示すとおりとする。

(2) 所掌事務

西原町防災会議の所掌事務は、おおむね以下のとおりである。

- ア 町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- イ 災害情報を収集すること。
- ウ 災害応急対策及び災害復旧に関し、町並びに関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- エ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。
- オ その他法令によりその権限に属する事務。

3 防災関係機関の協力体制

本町において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は町内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連絡協力を図り応急対策の実施に努めるものとする。

また、防災関係機関の長は、各分野の応急対策が効率的に行えるよう、専門職員を西原町災害対策本部へ派遣するよう配慮するものとする。

4 災害対策の動員

(1) 配備の指定及び区分

- ア 本部長は、本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。
- イ 配備は、概ね次の基準により第1配備から第3配備までに区分する。

〔災害対策要員配備体制〕

配備体制	配備基準	配備要員
第1配備 〈災害対策準備体制〉	1 気象庁が、西原町で震度4が観測された旨を発表した場合、又は沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表したとき。	1 各班の情報担当及び連絡担当要員は配置につく。 2 その他の職員は待機の態勢をとる。
第2配備 (災害警戒本部) 〈警戒体制〉	1 西原町に気象業務法に基づく津波警報(注意報を含む)が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。 2 地震又は津波により、町の全域又	1 各班の警戒本部要員は配置につく。 2 その他の職員は配置につく態勢をとる。

配 備 体 制	配 備 基 準	配 備 要 員
	<p>は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。</p> <p>3 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めるとき。</p> <p>4 気象庁が、西原町で震度5弱を観測された旨発表したとき。</p> <p>5 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに「津波」の津波警報を発表したとき。</p>	
<p>第3 配備 (災害対策本部) 〈救助体制〉</p>	<p>1 西原町に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく津波特別警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき。</p> <p>2 地震又は津波により、町の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。</p> <p>3 町の全域又は一部の地域に、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき。</p> <p>4 気象庁が、西原町で震度5強以上が観測された旨発表した場合及び沖縄県が属する津波予報区のいずれかに「大津波」の津波特別警報を発表したとき。</p>	<p>1 全職員が配置につく。</p>

※配備要員は、災害状況により増減することができる。

(2) 配備要員及び指名

- ア 各対策班の配備要員は、別表2のとおりとする。ただし、この配備要員は災害の実情により、所属の班長において増減することができるものとする。
- イ 各班長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。
- ウ 各班長は、配備要員名簿を作成し、年度の早い時期に統括班班長に提出するものとする。

(3) 動員方法

- ア 本部長は、気象予警報及び災害発生のおそれのある異状現象の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、応急対策等に必要な事項を

決定するものとする。

イ 本部会議の招集に関する事務は、統括班班長が行う。

ウ 統括班班長は、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各班長に通知するものとする。

エ 通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨通知するものとする。

オ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。

カ 各班長は、あらかじめ班内の非常招集系統を確立しておくものとする。

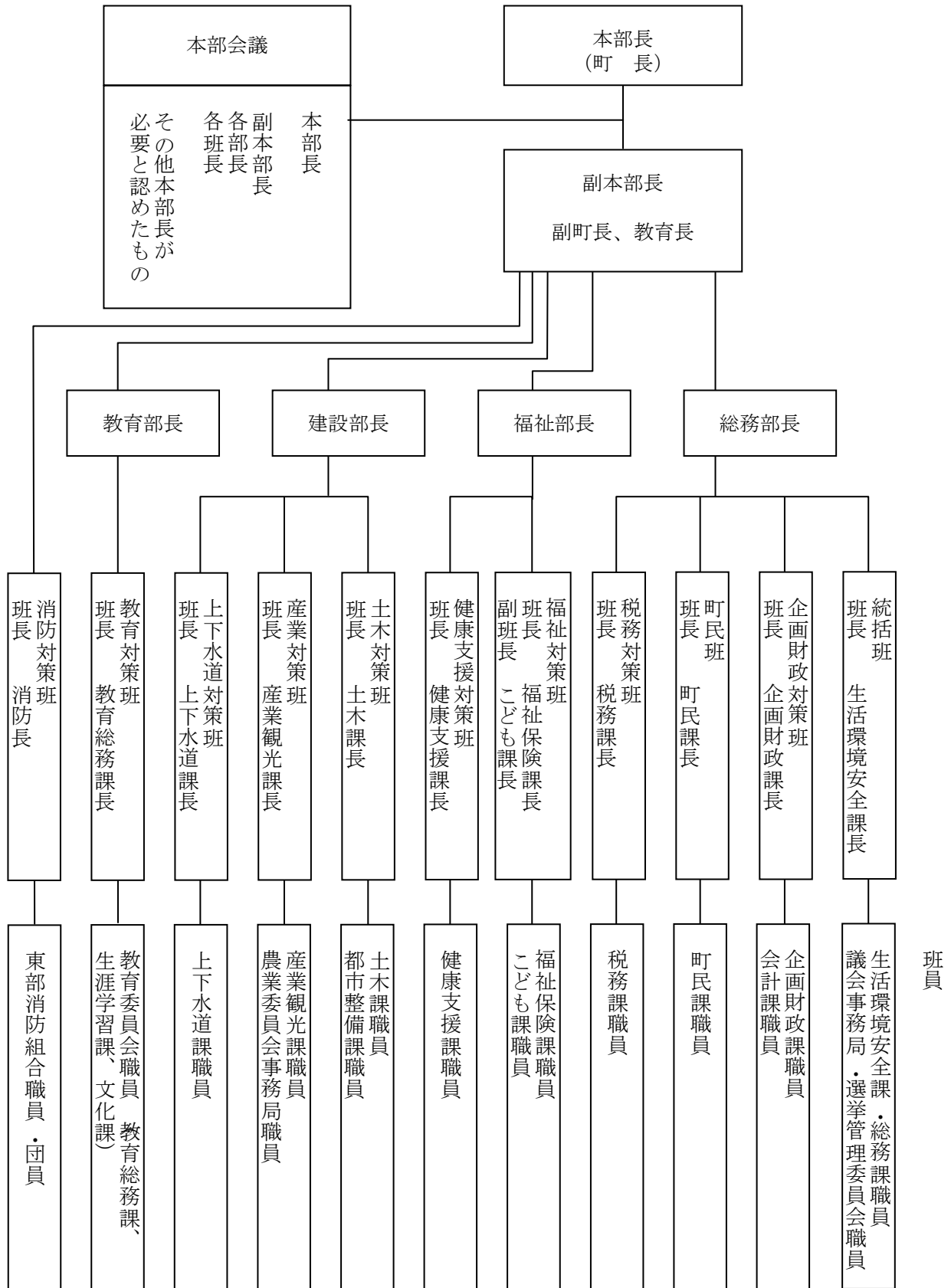
(4) 自主参集基準

各班の配備体制計画により参集が必要な職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の推移に注意し、すすんで所属長と連絡をとり、又は通信の途絶により連絡不能の場合は、自らの判断により、登庁するものとする。また、全職員は、救助体制に対応する災害の発生するおそれがあることを知ったときは、自ら登庁するものとする。

[自主参集基準]

参集要員	参集基準
生活環境安全課 指定職員	1 気象庁が津波警報（注意報を含む）を発表した場合 2 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたとき 3 気象庁が当町域で震度5弱を観測し、発表したとき 4 気象庁が当町域を含む地域に「津波」の津波警報を発表したとき
準備体制要員	1 気象庁が県内で震度4を観測し、発表した場合 2 気象庁が津波注意報を発表した場合
警戒体制要員	3 気象庁が津波警報の「津波」を発表した場合 4 気象庁が当町域を含む地域に震度5弱以上を観測し、発表した場合
全職員	5 気象庁が津波特別警報を発表した場合 6 気象庁が当町域を含む地域に震度5強以上を観測し、発表した場合

別表1 西原町災害対策本部組織及び編成



別表 2

災害対策本部所掌事務

部	部長	班	班長	所掌事務	班員	配備要員数			
						第1 配備	第2 配備	第3 配備	
総務部	総務部長	統括班	生活環境安全課長	1. 本部の設置に関すること。 2. 防災会議その他防災関係機関への連絡及び協力要請に関すること。 3. 自主防災組織の結成及び連絡調整に関すること。 4. 気象予警報の受理及び伝達に関すること。 5. 各班への連絡調整に関すること。 6. 班内の連絡調整に関すること。 7. 被害状況等の収集に関すること。 8. 県、その他関係機関への連絡調整に関すること。 9. 各班からの災害情報、被害状況及び応急対策状況（救助活動を含む）の収集に関すること。 10. 被災者及び物資の輸送に関すること。 11. 各班長の分轄事務に関すること。 12. 危険物施設に関すること。 13. 災害復旧・復興に関すること。 14. し尿処理に関すること。 15. ペット等に関すること。 16. 災害時の塵芥処理に関すること。 17. 死体の収容及びこれに必要な処理に関すること。 18. 各自治会、青年団体、その他各種団体の災害応急対策の協力に関すること。 19. 職員の非常招集に関すること。 20. 職員の配備に関すること。 21. 町有財産の被害状況の調査に関すること。 22. 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 23. 班内の職員の動員に関すること。 24. 班内の庶務に関すること。 25. その他、各班の協力に関すること。	生活環境安全課 ・総務課 ・議会事務局 ・選挙管理委員会職員	1	4	全職員	
				企画財政対策課長	1. 災害対策に必要な経費の予算処置に関すること。 2. 災害写真等災害の収集及び統括班長への報告に関すること。 3. 災害情報、被害状況及び応急対策状況（救助活動を含む）の町民及び報道機関への広報に関すること。（Lアラート） 4. 報道機関との連絡に関すること。 6. 班内の職員の動員に関すること。 7. 班内の庶務に関すること。 8. 帰宅困難者対策に関すること。 9. その他、各班の協力に関すること。	企画財政課 ・会計課職員	1	2	全職員
				町民班	町民課長	1. 町民、外国人等の被害状況、人口動態等の調査収集に関すること。 2. 応急仮設住宅への入居受付に関すること。 3. 避難所の設置運営に関すること。 4. その他、各班の協力に関すること。	町民課職員	1	1

部	部長	班	班長	所掌事務	班員	配備要員数		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
総務部	総務部長	税務対策班	税務課長	1. 被災者に対する町税の徴収猶予及び減免に関する事 2. 避難所の設置運営に関する事。 3. 住宅、非住宅の被害状況調査及び統括班長への報告に関する事。 4. 被災証明書の交付及び被災者生活再建制度に関する事。 5. 班内の職員の動員に関する事。 6. 班内の庶務に関する事。 7. その他、各班の協力に関する事。	税務課職員	1	1	全職員
		福祉対策班	福祉保険課長	1. 主食の確保及び主食配給に関する事。 2. 災害救助法の適用に関する事。（災害救助法適用に関する県への報告手続） 3. 被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸付に関する事。 4. 食糧の調達及び配給に関する事。 5. 日赤との連絡調整、義援物資等の保管及び配分に関する事。 6. 災害ボランティアに関する事。 7. 避難行動要支援者に関する事。 8. 保育園との連絡調整に関する事。 9. 園児の避難に関する事。 10. 班内の職員の動員に関する事。 11. 班内の庶務に関する事。 12. その他各班の協力に関する事。	子ども課・福祉保険課職員	1	2	全職員
福祉部	福祉部長	健康支援対策班	健康支援課長	1. 医療機関との連絡調整に関する事。 2. 災害による、医療、助産に関する事。 3. 災害時の防疫に関する事。 4. 伝染病その他災害調査及び防疫状況の収集並びに統括班長への報告に関する事。 5. 被災者の健康管理に関する事。 6. 班内の職員の動員に関する事。 7. 班内の庶務に関する事。 8. その他、各班の協力に関する事。	健康支援課職員	1	1	全職員
		土木対策班	土木課長	1. 応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理に関する事。 2. 道路、公園、橋りょう施設の災害復旧に関する事。 3. 交通不適箇所及び通行路線に関する事。 4. 災害時における道路及び橋りょうの使用に関する事。 5. 土木対策関係機関との連絡調整に関する事。 6. 河川、堤防、溝、水路の災害応急復旧対策に関する事。 7. 建築物の災害対策に関する事。 8. 河川並びに水路の水位測定及び河川域、その他土木関係災害の警戒巡視に関する事。 9. 所管の被害状況調査及び統括班班長への報告に関する事。 10. 高潮対策に関する事。 11. 港湾施設の警戒及び応急対策に関する事。 12. 危険な看板、広告物の所有者又は管理者への通報、改修もしくは撤去命令に関する事。 13. 職員の輸送に関する事。 14. 班内の職員の動員に関する事。 15. 班内の庶務に関する事。 16. その他、各班の協力に関する事。	土木課・都市整備課職員	1	3	全職員
建設部	建設部長							

部	部長	班	班長	所掌事務	班員	配備要員数		
						第1 配備	第2 配備	第3 配備
建設部	建設部長	産業対策班	産業観光課長	1. 農地、農業用地施設及び農作物等の被害調査並びに災害予防対策と復旧事業に関すること。 2. 家畜伝染病の防疫に関すること。 3. 畜産の被害調査に関すること。 4. 水産物水産施設の災害対策及び被害調査に関すること。 5. 所管の被害状況調査及び統括班班長への報告に関すること。 6. 労務の調達に関すること。 7. 外国人の避難に関すること。 8. 班内の職員の動員に関すること。 9. 班内の庶務に関すること。 10. その他、各班の協力に関すること。	産業観光課・農業委員会職員	1	2	全職員
		上下水道対策班	上下水道課長	1. 給水地域における施設被害状況調査に関すること。 2. 水道施設の応急対策に関すること。 3. 被災者に対する飲料水の供給に関すること。 4. 企業局、町指定給水装置工事事業者との連絡調整に関すること。 5. 下水道施設に関すること。 6. 班内の職員の動員に関すること。 7. 班内の庶務に関すること。 8. その他、各班の協力に関すること。	上下水道課職員	1	1	全職員
教育部	教育部長	教育対策班	教育総務課長	1. 所管の被害状況等の調査収集及び統括班長への報告に関すること。 2. 各学校、給食調理場との連絡調整に関すること。 3. 避難所設営の協力に関すること。 4. 児童生徒の避難に関すること。 5. 災害時の教育指導に関すること。 6. 児童生徒に対する学用品の給与に関すること。 7. 児童生徒の保健及び学校給食に関すること。 8. 社会教育施設の災害対策に関すること。 9. 文化財の被害状況の収集及びその対策に関すること。 10. 班内の職員の動員に関すること。 11. 班内の庶務に関すること。 12. 避難所における炊き出しに関すること。 13. その他、各班の協力に関すること。	教育委員会職員	2	3	全職員
		消防対策班	消防班長	1. 災害情報の受理、通報に関すること。 2. 災害予防に関する啓発活動の実施に関すること。 3. 救助を要する者の応急手当て及び搬送に関すること。 4. 所管の被害状況調査及び統括班長への報告に関すること。 5. 避難者の誘導及び行方不明者の捜索に関すること。 6. 消防団員の出動要請に関すること。 7. その他、各班の協力に関すること。	消防職・団員	2	2	全職・団員

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

1 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表するとともに、これを報道機関等の協力を求めて町民等へ周知する。
※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

2 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

(1) 地震速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報する。

(2) 震源に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。

(3) 震度・震源に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき等に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

(4) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

(5) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、津波の影響に関して、概ね30分以内に発表する。

(6) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、その震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(7) 推計震度分布図

震度5弱以上が観測されたとき、各地の震度をもとに1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

3 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、順次、津波警報・注意報、津波情報を発表する。

(1) 津波警報等

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に、津波警報（大津波、津波）又は津波注意報を発表する。

ア 種類

- (ア) 津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (イ) 津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (ウ) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

イ 津波警報等の発表基準

津波警報・注意報

津波警報・注意報の区分		発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波特別警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3m以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
津波警報	津波	予想される津波の高さが高いところで1m以上3m未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

注1：津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波特別警報又は津波警報、津波注意報の解除を行う。
このうち、津波注意報は、津波の観測状況等から、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2：「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

津波情報の種類

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表します。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表します。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の内容

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

(4) 津波予報区






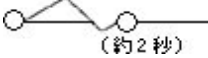

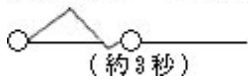
日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。その内、西原町が属する津波予報区は、以下のとおりである。

西原町が属する津波予報区

津波予報区	区 域
沖縄本島地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。）

また、津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

津波警報・注意報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音	備考
大津波警報	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)	
津波警報	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)	
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。
津波注意報及び津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)	

注：鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

4 津波警報等の伝達

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、次の頁の図のとおりである。

情報の発表を知り得た町、防災関係機関、団体等は、あらかじめ地域防災計画又は避難計画等に定められた方法により町民、観光客、従業員等に伝達する。

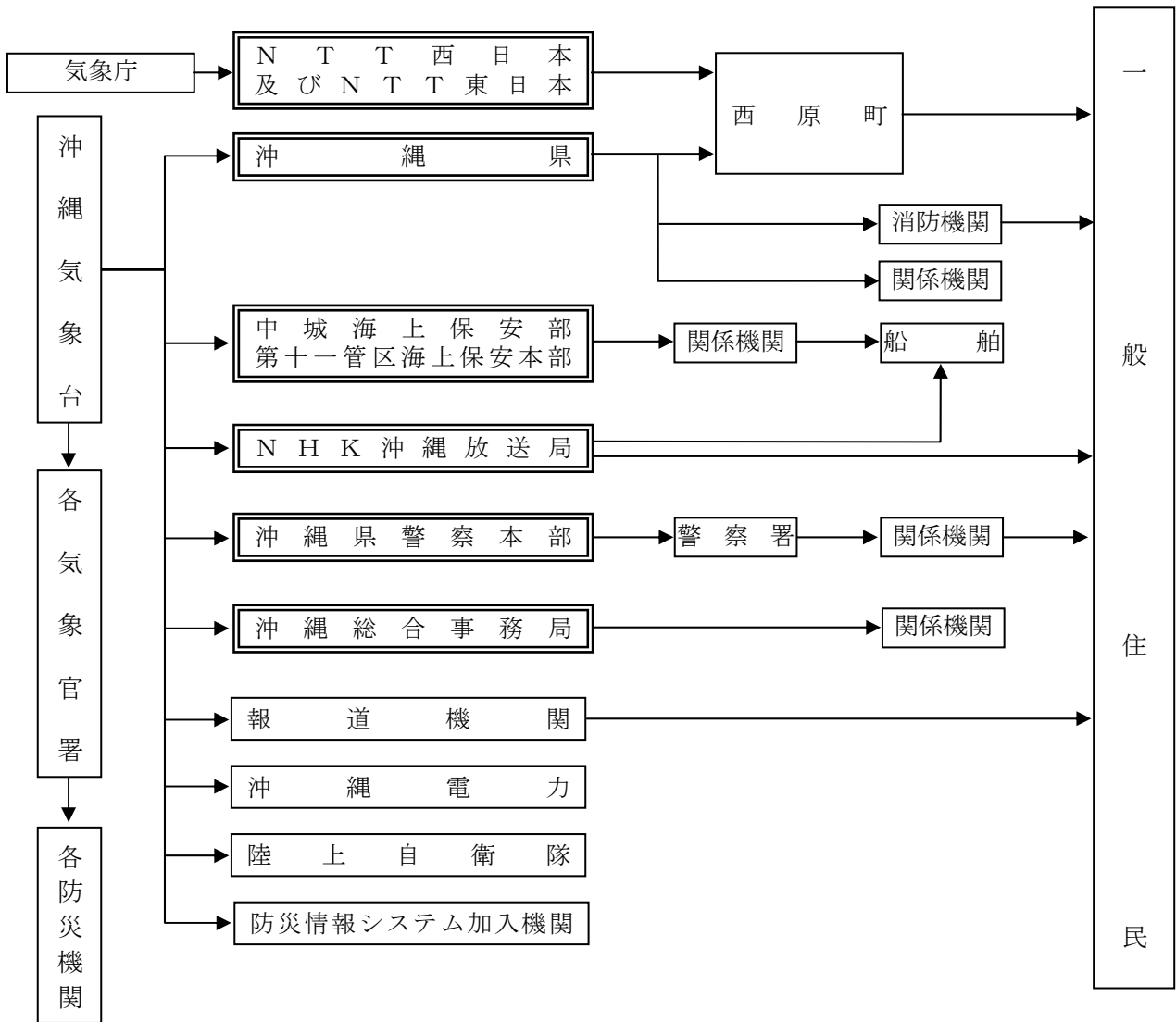
なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

5 近地地震津波に対する自衛処置（統括班）

町長は、気象庁の発表する津波警報・注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、町防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し海岸から退避するよう勧告・指示するものとする。

また、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。

地震情報及び津波警報等の伝達系統図



第3節 災害通信計画

1 通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

2 通信設備の利用法（統括班、企画財政対策班）

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は、以下のとおりである。

(1) 電気通信事業用設備の利用

ア 非常通話

災害対策関係機関は、事前に最寄りのNTT西日本沖縄支店に連絡し、「非常通話用電話」を指定しておくものとする。非常通話は天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合に、次に掲げる事項の市外通話に対しその取扱をするものとする。

また、非常通話を利用する場合は、あらかじめ指定された番号をダイヤルし、非常通話用電話の指定番号、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込むものとする。

イ 非常電報

災害のための緊急を要する電報にあつては、依頼信紙の欄外余白に「非常」と朱書して電報局に差し出すものとする。

電話で非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び頼信責任者名を電報局に申告の上、申し込むものとする。

なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は、非常通話用電話による非常通話の例によるものとする。

(2) 専用通信設備の利用

電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要があるときは、以下に掲げる通信設備をあらかじめ協議して定めた手続きにより利用するものとする。

ア 海上保安用通信設備

イ 警察通信設備

ウ 気象官署通信設備

エ 沖縄電力通信設備

オ 沖縄総合事務局開発建設部通信設備

(3) 非常の場合における無線通信設備の利用

災害等による非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用することが著しく困難である場合は、非常通信を利用するものとする。

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発注するものの外、次に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

ア 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体

- イ 各防災会議
- ウ 日本赤十字社
- エ 全国消防長会
- オ 電力会社
- カ その他人命救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの

3 町における措置（統括班）

(1) 通信設備優先利用の協定

町は基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(2) 放送要請の依頼

町は災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合においてテレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県に放送の要請を依頼するものとする。

ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡するものとする。

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

1 実施責任者

(1) 町の役割

ア 町内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告するものとする。県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

イ 被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

(2) 消防機関の役割

消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告するものとする。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

(3) 上記(1)、(2)の機関の他、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行うものとする。

2 災害状況の収集（統括班）

(1) 災害情報の種類把握

町及び県は、被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。

- ・人的被害、住家被害及び火災に関する情報
- ・避難の勧告及び指示の状況並びに警戒区域の指定状況
- ・避難者数及び避難所の場所等に関する情報
- ・医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報
- ・道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報
- ・空港及びヘリポートの被害、応急対策の状況並びに航空機運行状況に関する情報
- ・電気、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報
- ・港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- ・大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

(2) 町による情報の収集

町は、職員による調査、職員の参集途上の情報、町民等からの通報、ライフライン機関等空の情報入手、119番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。

特に、情報の空白期間においては、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。

3 地震発生直後の第1次情報の報告（統括班）

(1) 町の役割

ア 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したものの中から逐次報告するものとする。

イ 被害の有無に関わらず、地震が発生し、町内で震度5強以上を記録した場合、直ちに消防庁及び県に対し報告する。

ウ 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

なお、報告に当たっては、地元警察（署、交番）と密接な連絡を保つものとする。

エ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

4 災害報告（統括班）

災害状況等の収集報告は、本計画並びに各対策部における災害報告要領によるものとする。

(1) 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

- ア 災害概況即報
- イ 被害状況即報
- ウ 災害確定報告
- エ 災害年報

(2) 報告要領

ア 災害概況即報

町は、災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合。）に災害即報様式第1号に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとする。

イ 被害状況即報

町は、被害状況が判明次第逐次報告するもので災害即報様式第2号に基づく内容を、町から地方本部等を経て県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとする。

なお、町が県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

ウ 災害確定報告

町は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内に災害報告様式第1号に基づく内容を地方本部等を経て、県に報告する。

なお、報告に当たっては、地元警察（署、交番）と密接な連絡を保つものとする。

エ 災害年報

町は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号に基づき4月15日までに県へ報告する。

第5節 災害広報計画

1 実施機関

町、県及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。町及び県は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、町民に対する普及啓発に努めるものとする。

2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報及び交換を行うよう努めるものとする。

3 広報活動（企画財政対策班）

- (1) 各班において広報を必要とする事項が生じたときは、企画財政対策班に原則として文書でもって通知するものとする。
- (2) 企画財政対策班は、各班が把握する災害情報その他広報資料を積極的に収集し、速やかに町民及び報道機関へ広報するものとする。また必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施するものとする。

4 町民に対する広報（企画財政対策班）

(1) 報道機関への要請

「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時等における報道要請に関する協定」に基づいて、報道機関を通じ一般住民や被害者に対して必要な情報、注意事項及び県の対策等の周知徹底を図る。

特に、緊急連絡事項はスポット放送を放送機関に依頼し周知を図る。

報道機関を通じて広報する内容は、おおむね以下のとおりである。

- ア 不要不急の電話の自粛
- イ 被災者の安否
- ウ 空き病院の情報
- エ 二次災害防止のためにとるべき措置
- オ 交通情報
- カ 食料・生活物資に関する情報
- キ 電気・ガス・水道などの復旧の見通し

(2) 町民からの問い合わせに対する対応

- ア 来庁者に対する広報窓口を設置する。
- イ 町ホームページ、エリアメール、ツイッター及びフェイスブック等を活用し、広報活動を行う。

(3) 避難行動要支援者に対する対応

- ア テレビの文字放送等を活用し、広報活動を行う。
- イ 手話及び外国語通訳を確保し、広報活動を行う。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

1 町長の派遣要請要求等（町長、統括班）

(1) 知事への派遣要請要求

町長は、基本法第68条の2に基づき、町に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(2) 防衛大臣等への通知

町長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び町に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

なお、町長は、通知を行った場合は、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

※防衛大臣の指定するもの：派遣命令者

2 派遣部隊の活動内容（自衛隊）

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常、以下のとおりである。

- (1) 被害状況の把握（偵察行動）
- (2) 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- (3) 避難者等の捜索救助
- (4) 水防活動（土のう作成、運搬、積込み）
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付け又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- (11) 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- (12) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

3 派遣部隊との連絡調整（統括班、自衛隊）

- (1) 県は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接に連絡調整を行う。

- (2) 自衛隊は、災害発生が予測される場合は直ちに要請に応じられるよう、県又はその他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡・調整にあたる。
- (3) 災害の発生が予想される場合、町及び県は自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し必要な情報の提供に努める。

4 町及び県の準備すべき事項（統括班）

自衛隊派遣に際しては、町及び県は以下の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするように協力するものとする。

- (1) 災害地における作業等に関しては、町及び県と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- (2) 町は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- (3) 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を提供するものとする。
- (4) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料及び消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り町において準備するものとする。
- (5) 町及び県は、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図るものとする。

5 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等（自衛隊）

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

ア 警察官がその場にはいない場合（自衛隊法第94条）

- (ア) 避難命令等（警察官職務執行法第4条第1項）
- (イ) 土地、建物等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (ウ) 緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（災害対策基本法第76条の3第3項）（所轄警察署長への通知）

イ 町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合

- (ア) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）（町長へ通知）
- (イ) 他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）（町長へ通知）
- (ウ) 住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項）（町長へ通知）

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、町が補償を行う。

ア 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずる損失

イ 自衛官の従事命令（法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

6 派遣部隊の撤収（統括班、自衛隊）

- (1) 要請権者は、派遣部隊の撤収時期について自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。
- (2) 派遣命令者は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、町長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知するものとする。

7 経費の負担区分等（統括班）

- (1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは、町及び県の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上、決定するものとする。
 - ア 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
 - イ 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
 - ウ 岸壁使用料
- (2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行うものとする。

8 ヘリポートの準備（統括班）

町は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置するよう検討する。

第7節 広域応援要請計画

1 国等への応援要請（統括班）

(1) 町の応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第29条及び30条に基づき、上記機関に対し職員の派遣を要請し、又は県に対し上記機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

2 防災関係機関における応援要請（統括班、消防機関）

(1) 警察

大規模災害発生時において、警察は、必要に応じ国に対して「広域緊急援助隊」の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。

(2) 消防機関

大規模災害発生時において、町は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請するものとする。

(3) 隣接市町村等相互間の応援

町長は、本町の地域にかかる災害が発生した場合において応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村の長に対し、職員等の応援を求めるものとする。

(4) 指定地方行政機関の職員等

町長は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職種別職員数

ウ 派遣を要請する期間

エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件

オ その他職員等の派遣について必要な事項

(5) 県知事への職員派遣のあつせん要請

町長は、県知事に対し県、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣について、(4)の事項を明示してあつせんを求めるものとする。

第8節 避難計画

第1款 避難の原則

1 実施責任者

地震後の延焼火災や余震等による二次災害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示、及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は以下のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの勧告、指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容及び保護を、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、町民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始の提供

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	なし	

(2) 避難の勧告

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	町長ができない場合に代行

(3) 避難の指示

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	町長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	町長から要請がある場合又は町長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、高潮	水防法第29条	

(4) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第63条	
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	町長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	町長から要請がある場合又は町長（委任を受けた職員含む）がその場にいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	町長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があつたとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、高潮	水防法第21条	
警察官	洪水、高潮	水防法第21条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたとき

(5) 避難の誘導

避難所への誘導は、避難の勧告・指示、避難準備・高齢者等避難開始の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

(6) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は町長が行うものとする。なお、救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として町長が行うものとする。

また、広域避難等において町のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

2 避難勧告等の運用（統括班）

(1) 避難勧告・指示等の種類

避難勧告等の種類は、以下のとおりである。

種類	内容	根拠法
避難準備・ 高齢者等避 難開始	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。	なし
避難勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告する。	災害対策基本 法第 60 条
避難指示 (緊急)	上記において、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。	
警戒区域の 設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。 なお、災害対策基本法第 116 条により従わなかった者には罰則が規定されている。	災害対策基本 法第 63 条

(2) 避難勧告等の基準

町は、避難勧告・避難指示を次の基準に準じて発令する。

		基 準
津波	避難勧告・ 避難指示 (緊 急)	・ 大津波警報が発表されたとき、町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告または指示するものとする。
		・ 津波警報が発表されたとき、又は、強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき若しくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ町長が避難の必要を認めたときは、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告又は指示するものとする。
		・ 津波注意報が発表された場合は、海水浴や釣りのほかマリンスポーツやレジャーなどは行わないことを注意喚起する。

(3) 避難勧告等の内容

避難措置の実施者は、避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告・指示、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発するものとする。

- ア 発令者
- イ 対象区域
- ウ 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告・指示の発令及び警戒区域の設定の理由
- エ 避難日時、避難先及び避難経路
- オ その他必要な事項

(4) 避難勧告等の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して防災行政無線、サイレン、広報車、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。

(5) 関係機関への通知

避難措置の実施者は、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

- ア 町長の措置
 - ・町長→知事（防災危機管理課）
- イ 知事の措置
 - (7) 災害対策基本法に基づく措置
 - ・知事（防災危機管理課）→町長
 - (1) 地すべり等防止法に基づく措置
 - ・県知事（海岸防災課）→所轄警察署長
- ウ 警察官の措置
 - (7) 災害対策基本法に基づく措置
 - ・警察官→所轄警察署長→町長→知事（防災危機管理課）
 - (1) 警察官職務執行法（職権）に基づく措置
 - ・警察官→所轄警察署長→県警察本部長→知事（防災危機管理課）→町長
- エ 自衛官の措置
 - ・自衛官→町長→知事（防災危機管理課）
- オ 水防管理者の措置
 - ・水防管理者→所轄警察署長

(6) 放送を活用した避難勧告等情報の伝達

町及び県は、町長が避難勧告等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難勧告等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

※様式及び伝達ルートについては資料編のとおり。

3 避難の実施の方法（消防対策班）

町は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

(1) 避難の優先順位

避難にあたっては、避難行動要支援者（幼児、高齢者、障害者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先させるものとする。

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は以下により、迅速かつ的確に行うものとする。

ア 避難にあたっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。

イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ 誘導に当っては、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておくものとする。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、町の避難行動要支援者の避難支援プランに基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、町は可能な限り支援を行う。

(4) 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難もれ又は要救出者の有無を確かめるものとする。

4 避難所の開設及び収容保護（税務対策班、教育対策班）

(1) 避難所の設置

町は、あらかじめ定められた施設に避難所を開設する。

ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置するものとする。

地域別の避難場所は、概ね次のとおりとする。なお、津波の際の避難場所は、坂田小学校及び西原運動公園とする。また、災害の種類及び被害状況等により避難場所を変更又は新たに設置するものとする。この場合は、その旨住民に周知を図るものとする。

(2) 福祉避難所の設置

町は、避難行動要支援者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(3) 広域避難

被害が甚大なため町内の避難所の利用が困難な場合は、県と協議して被災地域外の市町村の施設等へ広域避難を行うものとする。

県は、被災市町村の要請に基づいて、避難可能な公共施設や民間施設を把握し、受入先市町村及び施設管理者と避難収容について調整を行う。

(4) 設置及び収容状況報告

町長は避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期

間の見込) を県に報告しなければならない。

5 避難者の移送（統括班）

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、「第14節 交通輸送計画」に定めるところによるものとする。

6 避難所の運営管理（税務対策班）

町は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。

(1) 避難所の運営

避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

町は、避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所への情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て実施することとする。

(2) 避難者に係る情報の把握

町は、避難所ごとに、収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

(3) 避難所の環境

町は、以下のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

ア 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ウ 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

エ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

オ ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

7 避難長期化への対応（税務対策班、土木対策班）

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

県はこれら施設の確保等について必要な支援を行う。

8 県有施設の利用（税務対策班）

町は、避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

県は、町から県有施設の一時的な使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。

9 船舶の利用（税務対策班、中城海上保安部）

大規模な災害により避難所が不足する場合、町は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

町から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

10 学校等の避難所の受け入れ（教育委員会）

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性・防災機能の確保が求められる。このことから、学校施設の安全対策（耐震化・津波対策）に配慮した整備を行うとともに、避難所に指定されているすべての学校において避難所運営マニュアルを作成するものとする。

避難所

番号	場 所	所在地	電 話 番 号	避難対象区域
1	西原南小学校	字安室 123-2	9 4 6 - 5 5 0 0	当該校区
2	西原小学校	字与那城 341	9 4 5 - 2 4 0 2	当該校区
3	西原町中央公民館	字与那城 124	9 4 5 - 3 6 5 7	各校区の避難所より当該場所 が近い区域
4	西原東中学校	字小那覇 308-1	9 4 6 - 2 6 2 6	当該校区
5	西原東小学校	字嘉手苺 90	9 4 5 - 1 3 8 4	当該校区
6	西原中学校	字翁長 239	9 4 5 - 5 2 0 2	当該校区
7	坂田小学校	字翁長 658	9 4 5 - 5 2 2 2	当該校区
8	西原運動公園	字翁長 956	9 4 5 - 8 0 9 5	各校区の避難所より当該場所 が近い区域
9	西原町町民交流センター	字与那城 140-1	9 4 5 - 5 0 1 1	各校区の避難所より当該場所 が近い区域

第2款 津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

津波から避難するための避難準備・高齢者等避難開始の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第1款の「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難勧告・指示等の発令（統括班）

避難勧告・指示等の運用については、第1款の「2 避難勧告等の運用」のとおりとする。

町は、町津波避難計画の定めにより、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難勧告・指示等の発令にあたる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から伝達を受けた津波警報等を、防災行政無線等で町民等へ伝達するよう努める。
- (2) 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難勧告・指示を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、町民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を町民等に伝達する。

- (3) 津波警報・避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 避難情報の伝達にあたっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

3 避難場所（統括班）

避難先は、町津波避難計画で定められた、津波浸水想定区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビルとする。

4 避難誘導（消防対策班）

- (1) 町民等の避難誘導

町津波避難計画で定められた方法による。

避難誘導にあたっては、地域防災組織のリーダー、消防職員、消防団員、警察官及び町職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時

間も考慮しつつ、交通規制の実施、障害者・高齢者・居住外国人等の避難行動要支援者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

5 船舶等の避難（中城海上保安部等）

中城海上保安部等は、津波警報等の発表に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

6 避難所の開設・収容保護（税務対策班）

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第1款 避難の原則」のとおりとする。

第9節 観光客等対策計画

1 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び産業観光課とする。

なお、避難計画の基本的な事項は「第8節 避難計画」のとおりである。

2 避難情報の伝達及び避難誘導（産業観光課、観光施設の管理者、交通機関）

(1) 町の役割

町は、津波情報や避難勧告・指示等の避難情報を、町民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、町職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビル等への避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割

津波情報や町の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

(3) 交通機関の役割

津波情報や町の避難情報を把握した交通施設の管理者は、バス停等の旅客に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビル等の安全な避難場所に誘導する。

運行中の車両等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

3 避難収容（産業対策班、観光施設の管理者）

(1) 収容場所の確保

町は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

県は、町から県有施設の一時使用の要請があった場合、支障のない範囲において提供する。

また、国、関係団体等に施設の利用を要請する。

(2) 安否確認

町は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

県は、町からの報告のほか、観光関係団体、交通機関及び警察等から安否情報を収集し、把握する。

(3) 飲料水・食料等の供給

町及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

4 帰宅支援（企画財政対策班）

(1) 情報の提供

町及び県は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

(2) 帰宅支援

県は、交通機関の運行が長期にわたる場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶での輸送について、国及び沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅支援対策を計画する。

第10節 避難行動要支援者対策計画

1 実施責任者

避難行動要支援者対策の実施は、避難行動要支援者等の管理者及び町とする。
なお、避難計画の基本的な事項は、「第8節 避難計画」のとおりである。

2 避難行動要支援者の避難支援（福祉対策班）

町は、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき作成した町災害時要援護者支援計画等に基づいて、災害時要援護者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

3 避難生活への支援（福祉対策班）

(1) 避難時の支援

町は、避難行動要支援者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

県は、福祉保健所を通じて情報を収集するとともに、町の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う。

(2) 応急仮設住宅への入居

町及び県は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、避難行動要支援者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り避難行動要支援者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

(3) 福祉サービスの持続的支援

町は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。県は、町の要請に基づき必要な体制を支援する。

4 外国人への支援（産業対策班）

町及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第11節 消防計画

1 実施責任者

町は、火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防を実施する。

2 消防力等の整備計画（消防対策班）

消防力の現勢を把握し、増強計画、更新計画及び整備点検を行い、諸災害発生に対処するために年次計画をなし、消防機器及び機材の整備の充実を図る。

3 調査計画（消防対策班）

消防機関が火災、風水害、地震等が発生した場合に適切な防御活動ができるようにするための調査に関する計画を整備する。

4 災害予防計画（消防対策班）

災害を未然に防止し、若しくは災害が発生した場合その被害を最小限に止めるために、火災予防指導、火災予防査察、風水害の予防指導及び広報活動を行う。

5 火災、風水害等警防計画（消防対策班）

火災を警戒し、鎮圧するために消防職員、団員の招集計画、出動計画、警戒計画、通信計画及び火災防御計画を整備するとともに、水防法に基づき風水害、津波、高潮等の水害に対し、関係機関と緊密な連絡の下に災害の規模に応じた部隊編成及び活動隊を定め、対処する。

6 救助・救急計画（消防対策班）

各種災害及び各種事故等による傷病者等を救助し、応急処置を実施し、さらに医療機関等に搬送する救助・救急活動が平常時又は特殊災害時を問わず常に迅速かつ適正に対処する。

7 相互応援計画（消防機関）

(1) 県内市町村間の相互応援

各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援については、消防組織法第39条の規定に基づき、全市町村がいずれの市町村とも相互に応援ができる体制をとるものとし、その実施について万全を期するものとする。

第12節 救出計画

1 実施責任者

町をはじめとする救助機関は、各機関が連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

2 救出の方法（浦添警察署、消防対策班、消防機関）

被災者の救出は、町においては消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相互協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により実施するものとする。

(1) 町の役割

ア 町は、救助機関として救出活動を実施するものとする。

イ 町は、町のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して隣接市町村、警察及び自衛隊等の応援を求めるものとする。

(2) 浦添警察署の役割

浦添警察署は、救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、県警察（広域緊急援助隊等）の出動により救出を実施する。

(3) 県の役割

県は、被災市町村への応援を必要と認めた場合、又は、市町村から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊及び他の都道府県等に対し応援を要請する。

また、海域での捜索を、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、自衛隊等に要請する。

(4) 町民

町民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

3 救出用資機材の調達（消防対策班、消防機関）

救助機関は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

4 惨事ストレス対策（消防機関）

救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第13節 医療救護計画

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合の医療救護は次のとおりである。

1 実施責任者

町は、医療救護を行う。また、災害救助法が適用された場合の医療救護は県が行い、町長はこれを補助するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、町長が実施する。

2 応急医療の方法（健康支援対策班）

(1) 情報の収集

町、県及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム等により、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する。

(2) 医療班等の出動要請

ア 県は、町から要請があったとき、又は自ら必要があると認めるときは、以下の機関に医療班等の派遣を要請する。

- (ア) 日本赤十字社沖縄県支部
- (イ) 県医師会
- (ウ) 国、国立病院機構、公立の医療施設
- (エ) 災害派遣医療チーム(DMAT)
- (オ) 県薬剤師会、民間の医療班

イ 町は、社団法人中部地区医師会、地区薬剤師会等に医療班の派遣を要請する。

また、県や他の市町村に応援を要請する。

ウ 医療班の構成は、医師1人、看護師（准看護師を含む）3人、事務担当者1人及び運転手1人計6人を基準とする。DMATの構成は、医師1人、看護師3人及び業務調整員1人の計5人を基準とし、災害の状況や内容に応じて保健師や助産師の活用も図る。

(3) 応急救護所の設置

町及び県は、医療班と連携して、応急救護所を設置し、トリアージ及び応急手当を行う。

(4) 委託医療機関等による医療

医療班による救護ができない者又は医療班による救護の実施が適当でないと判断される者については、国立病院機構その他の公立の病院、診療所及び以下に掲げる委託医療機関において救護を行うものとする。

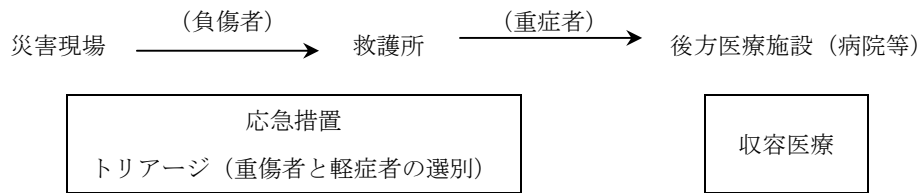
ア 救助法適用市町村の区域内の病院又は診療所における入院治療施設

イ アの区域に隣接する市町村の区域内の病院の入院治療施設

3 後方医療施設（県保健医療部）

県は、医療班による応急手当の後、治療を要する傷病者のために、災害拠点病院等の収容状況を把握し、調整を行う。

〔応急医療のながれ〕



4 救急搬送（消防対策班、消防機関）

傷病者の搬送は、原則として町及び消防機関の救急車両等により行う。

県は、道路の不通や離島等へのヘリコプターでの搬送が必要な場合において、町及び医療機関等からの要請に基づいて、ドクターヘリ、自衛隊、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）又は米軍等のヘリコプターの出動を要請する。

5 助産体制（保健医療部）

(1) 実施責任者

災害時における助産は、災害救助法の適用があった場合は、県が実施するものとする。

(2) 助産の方法

ア 医療班等による助産

(ア) 助産は原則として産科医を構成員とする医療班が当たるものとする。

ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄の対応可能な助産師によって行うこともさしつかえないものとする。

(イ) 医療班の派遣に係る編成、構成及び救護所の設置については、上記2における応急医療の方法の場合と同様とする。

イ 委託助産機関による助産

医療班等による救護ができない者又は医療班等による救護の実施が適当でないと判断される者については、国立病院機構その他の公立の病院、診療所、助産所又は以下に掲げる委託助産機関において救護を行うものとする。

(ア) 救助法適用市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

(イ) (ア)の区域に隣接する市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

6 被災者の健康管理とこころのケア（健康支援対策班）

(1) 被災者の健康状態の把握

町は、県と連携して、被災者の避難生活が長期にわたる場合は、避難所内に救護所を設置し、医療班による医療救護活動を行う。

健康支援対策班は、避難所・仮設住宅等での巡回健康相談を実施し、町民の健康状態の把握と対応を決定する。

(2) こころのケア

町は、県と連携して、避難生活の長期化によるストレス、PTSD、うつ病、アルコール依存症、統合失調症等の被災者に対し、保健所の相談窓口を設けるなど精神保健福祉相談体制を構築する。

また、子供への健康支援として、学校における健康診断やカウンセリングや家庭訪問等で心のケ

アを行う体制を構築する。

(3) 継続的治療への支援

県は、人工透析等継続的な治療を実施する医療機関の稼働状況を把握し、町から県への要請に基づいて、広域的な搬送及び受け入れの体制を構築する。

町は、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。

第14節 交通応急対策計画

この計画は、交通規制の実施により、災害時における交通の危険及び混乱を防止し、交通の安全と円滑を図ることを目的とする。

1 実施責任者

交通規制は次の区分により実施し、実施責任者は次のとおりとする。

区 分	実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 県 知 事 町 長	1. 道路の破損、決壊その他の理由により交通が危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法第46条
公安委員会	公安委員会 警 察 署 長 警察官	1. 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するため必要があると認める場合 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合 3. 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条・第5条及び第6条
海上保安部	港長 海上保安官	1. 船舶交通安全のため必要があると認める場合 2. 海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑の生ずるおそれがあるとき、又は混雑緩和に必要な場合 3. 海上保安官がその職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認める場合	港則法第37条 海上保安庁法第18条

2 実施要項

- (1) 各実施責任者が行う交通規制は、それぞれ定める業務計画によるものとする。
- (2) 道路管理者としての町長は、災害により交通施設及び道路等の危険な状況が予想され、又は道路

パトロールによりこれを発見したとき、若しくは通報等により判明したときは、施設及び危険の程度を調査し、必要に応じて規制を実施するものとする。なお、担当は土木対策班とする。

- (3) 規則の実施に際しては、警察署長へ規則実施箇所及びまわり道等について通報し、通行車両に対し標識の設置及び報道機関等を利用して周知を図るものとする。

3 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、期間及び理由を相互に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ通知するいとまがないときは、事後速やかにこれらの事項を通知するものとする。

4 発見者等の通報

災害時に道路及び橋りょう等の交通施設の危険な状況又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報するものとする。通報を受けたときは、警察官にあっては町長へ、町長にあってはその路線を管理する道路管理者又は警察機関へ通知するものとする。

第15節 輸送計画

この計画は、災害時における被災者の避難その他応急対策に必要な人員、物資及び資材の輸送等を確実にを行うためのものである。

1 実施責任者

被災者の避難その他応急対策に必要な輸送は町長が行う。担当は土木対策班とする。

2 輸送方法

(1) 町有車両の確保

災害輸送のための町有車両の確保は、次の方法より行う。

ア 町有車両の掌握管理は、統括班とする。

イ 各班長は、車両を必要とする時は、統括班長に次の事項を明示して配車を要請するものとする。

(ア) 輸送日時及び輸送区間

(イ) 輸送対象の人数、品名及び数量

(ウ) その他必要な事項

ウ 統括班長は、各班長より要請のあった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度等を考慮のうえ、使用車両を決定し、各要請班へ通知するものとする。

(2) 町有車両以外の車両の確保

町有車両の輸送力のみでは、災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合は、町長は沖縄総合事務局運輸部に対し、車両の調達を要請するものとする。

なお、要請に際しては、本節2-(1)-イに定める事項及び必要車両を明示するものとする。

(3) 燃料の確保

町において、車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

(4) 費用の基準

ア 輸送業者による輸送又は車両の借上は、通常の実費とする。

イ 官公署その他公共機関所有の車両使用については、燃料費程度の負担とする。

3 緊急輸送車両の表示

町長は、県公安委員会により災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行が禁止されたときは、県知事又は県公安委員会に申し出て緊急車両標章等の交付を受けるものとする。

4 広域輸送拠点の確保（統括班）

町は、県からの救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

5 町有車両現状

町有車両の保有状況は、次のとおりである。

(平成30年3月現在)

課名	車種									合計
	軽乗用車	小型乗用車	普通乗用車	軽貨物車	小型貨物車	普通貨物車	普通乗合車	大型特殊車	二輪車	
総務課	6	4		2	3					15
こども課	1			1						2
土木課	2		1		1	2				6
教育委員会	2			3	1	3	1			10
上下水道課		5		2	1					8
議会事務局										
町民課										
税務課	2									2
福祉保険課	1									1
健康支援課	3				1					4
生活環境安全課						3				3
都市整備課	1	2								3
産業観光課	1		1			1				3
合計	19	11	2	8	7	9	1			57

第16節 治安警備計画

災害時における治安警備活動は、次によるものとする。

- 1 警察が行う災害時における治安警備活動のうち、本町に関係ある事項は、沖縄県地域防災計画及び「浦添警察署災害警備実施要綱」又は「浦添警察署大規模地震災害警備実施要領」によるものとする。
- 2 町長は、災害応急対策に関する措置をとるときは警察署長に連絡をし、両者が緊密に協力するものとする。
- 3 町長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行うものとする。
- 4 町長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請するものとする。
- 5 町は中城海上保安部と被災地付近の海上において連絡を密にし、速やかな安全確保に努める。

第17節 災害救助法適用計画

救助法に基づく被災者の救助は、次によるものとする。

1 実施責任者

救助法に基づく救助は、知事が実施する。この場合町長は知事の補助機関として実施するものとする。ただし、次に掲げる救助は、災害救助法施行令による委任を受けて町長が実施するものとする。

(救助の委任)

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を除く。）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
- (3) 被服寝具、その他の生活必需品の給与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。なお、救助法の適用に至らない災害について被害者の救助は、被災者生活再建支援制度（財団法人都道府県会館）の活用促進を含め、町地域防災計画に定めるところにより町長が実施する。

2 救助法による救助は、市町村単位の被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに市町村ごとに行うものとする。

- (1) 市町村における住家の被害が次の表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被害世帯数に達したとき。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 1,500 世帯以上あって、市町村の世帯数が当該市町村の人口に応じ、前号の被害世帯数の 2 分の 1 に達したとき。
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上あって、市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 当該市町村における被害がいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が消失したとき。
 - イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じたとき。

市町村の人口規模と住家の被害世帯数による適用基準

市町村の人口		被害世帯数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

3 救助法の適用手続き（福祉対策班）

(1) 町の役割

ア 災害の発生に際し、町における被害が2の適用基準のいずれかに該当するときは、法に基づく災害報告要領により、町長は直ちにその旨を知事に報告するものとする。

イ 災害の事態が急進して、知事による救助法の実施を待つことができないときは、町長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(2) 県の役割

ア 県は、町からの報告に基づき救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について町に通知するとともに、関係行政機関、厚生労働省及び内閣府に通知又は報告するものとする。

イ 救助法を適用したときは、すみやかに公告するものとする。

第18節 給水計画

この計画は、災害により飲料水を得ることができないものに対し、最小限必要な量の飲料水を供給するためのものである。

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、水道事業体の中で平成 21 年度に策定した危機管理マニュアルに基づき、水道対策班が消防対策班の協力を得て行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき行うものとする。また、災害救助法が適用されない場合で、町長が必要と認めたときは、町が実施する。

2 給水方法

(1) 取水

給水のための取水は、配水池に設置している緊急用給水施設、消火栓その他の補給水源から行うものとする。

(2) 消毒等

取水が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは水質検査を行い、浄水器によるろ過及び浄水剤の投入等により、消毒等を行うものとする。

(3) 供給

被災地への給水は、次のとおり東部消防組合の水槽付ポンプ車等により搬送して行うものとする。

応急給水用機械の種別及び能力等

種 別	能力（容量ℓ）	保有台数	所 管	備考
水槽付ポンプ車	2,000	1	東部消防組合消防署	
動力ポンプ付水槽車	10,000	1		
水槽付ポンプ車	2,000	1	東部消防組合消防署 西原分署	
水槽付ポンプ車	2,000	2	東部消防組合消防署 南風原分署	

(4) 広 報

給水に際しては、広報車及び報道機関の協力を得て、給水日時、場所その他必要な事項を住民に広報するものとする。

3 給水量

被災者に対する給水量は、1人1日3リットルとするが、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況等に応じ、給水量を増減する。給水体制が整わない段階においては、協定先等からペットボトルを確保し供給する。

4 水道施設の応急復旧

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の日数等を考慮して応急復旧を行い、必要に応じて町指定給水装置工事事業者の応援を求めるものとする。

5 医療施設等への優先的給水

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

第19節 食糧供給計画

この計画は、被災者及び災害応急対策員等に対する食糧の供給のための調達、炊き出し及び配給等の迅速かつ確実に期するものである。

1 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食糧の調達及び供給は、町長が行う。なお、食糧の調達及び配給は福祉対策班が担当する。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき行うものとする。

2 食糧の調達方法

(1) 主食（米穀または乾パン）

米穀については、町長は知事（糖業農産課）に米穀の応急買受申請を行い、知事の発行する応急買受許可書により指定業者手持の米穀を調達する。

災害用乾パンについては、町長は知事に災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が沖縄食糧事務所長に売却申請を行い調達する。

(2) その他主食（パン、その他）及び副食調味料等は町内の販売業者より調達する。

3 応急配給及び炊き出しの方法

(1) 応急配給を行う場合

災害が発生し、又は災害のおそれがある場合における応急配給は、次の場合に町長が必要と認めるとき行うものとする。

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 被災により卸売、小売販売業者が通常の販売を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合

ウ 災害時における救助作業、急迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

(2) 応急配給品目

配給品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。

(3) 応急配給の数量

1人あたりの配給数量は、次のとおりとする。

ア (1)のアの場合 1日あたり精米 300 グラム

イ (1)のイの場合 1日あたり精米 300 グラム

ウ (1)のウの場合 1食あたり精米 200 グラム

(4) 炊き出しの実施

炊き出しは、各避難所において教育対策班が行い、必要に応じ自治会等の協力を得て行うものとする。

4 炊き出し等食糧の給与の費用及び期間等

(1) 対象者

炊き出し、その他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水等のため炊事のできない者及び被害を受け、一時緑故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

(2) 費用

炊き出し、その他による食品の給与のため支出できる費用は、主食、副食及び燃料費等とし、1人1日1,010円以内とする。

(3) 期間

炊き出し、その他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、住家の被害により被災者が一時緑故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給する。

5 避難行動要支援者等に配慮した食料の給与（福祉対策班）

町は、避難行動要支援者や食物アレルギー等に配慮した食料の給与に努めるものとする。

第20節 生活必需品供給計画

この計画は、被災者に対する衣料及び生活必需品物資の調達及び配給に関するものである。

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の調達、給与及び貸与は町長が行う。なお、物資の調達及び給与又は貸与は福祉対策班が担当する。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき行うものとする。

2 物資の調達

物資の調達については、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により物資の調達をするものとする。

3 物資の給与又は貸与

(1) 対象者

災害により住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 品目

給与又は貸与する衣料物資等は、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

(品目例)

寝具、外衣、肌着、身廻品、炊事道具、食器、日用品及び光熱材料

(3) 費用

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯あたり次の範囲内とする。なお、季別は災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊（焼）又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	世帯区分					
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに
夏季	4月から9月まで	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円
冬季	10月から翌年3月まで	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円

イ 住家の半壊（焼）又は床上浸水（土砂たい積等による一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯

季別	期間	世帯区分					
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに
夏季	4月から9月まで	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円
冬季	10月から翌年3月まで	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円

(4) 期 間

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内とする。

4 物資の配給方法

福祉対策班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画をたて、迅速かつ確実に配給するものとする。

5 義援物資及び金品の保管及び配分

町に送付された義援物資及び金品は福祉対策班において受け入れ、保管し、配分計画に基づき行うものとする。

第21節 防疫計画

この計画は、災害時における感染症の発生及びまん延を防止するため、防疫の万全を期するものである。

1 実施責任者

町は、南部保健所の指示に従って感染症対策上必要な措置を行う。

災害時における感染症対策は、町長が実施する。

担当は健康支援対策班とする。

2 感染症対策実施の組織

健康支援対策班では、災害発生時の感染症対策実施のため感染症対策班を編成する。災害地域が広範囲にわたるときは、その都度即応体制をとるものとする。

3 感染症対策の指示

知事は感染症対策上必要と認めたときは、当該市町村に対しその範囲及び期間等を定めて次に掲げる指示を発するものとする。指示を受けた市町村は速やかに指示事項を実施するものとする。

- (1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という）第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒に関する指示
- (2) 法第28条第2項の規定によるねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示
- (3) 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示
- (4) 予防接種法第6条第1項の規定による臨時予防接種に関する指示

4 感染症対策の実施

(1) 清潔方法

町は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し清潔を保つよう指導する。また、町は自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つものとする。

(2) 消毒方法

消毒の方法は、同法施行規則第14条から第19条までに定めるところにより行う。

(3) 避難所の感染症対策

避難所を開設したときは、南部保健所の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。なお、感染症対策指導の重点事項はおおむね次のとおりとする。

- ①疫学調査
- ②清潔の保持及び消毒の実施
- ③集団給食

④飲料水の管理

⑤健康診断

5 消毒薬剤の調達

消毒薬剤は、健康支援対策班において緊急に調達するが、それが不可能な場合は南部保健所に調達あつせんの要請を行う。

6 臨時予防接種

予防接種法第6条第1項の規定に基づく知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施に当たっては、特別の事情のない限り、通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。ただし、集団避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施する。

7 その他

その他必要事項については、関係機関と協力して行う。

第22節 清掃計画

この計画は、被災地におけるごみの収集及びし尿の収集処分等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図るものである。

1 実施責任者

災害時におけるごみ及びし尿の収集処理は町長が行う。担当は統括班とする。

2 ごみの収集処理の方法

(1) 収集方法

- ア ごみの収集は、被災地及び避難所に町の車両を配車して速やかに行う。
- イ ごみの集積地は、地域自治会長と協議して定めるものとする。
- ウ 委託業者等車の車両等は、次のとおりである。

ごみ収集車両及び作業員

区分	連番	車種	積載量	台数	人員	
					運転手	作業員
直営		なし				
委託	1	プレス・パッカー	2.50 t	1	1	3
	2	プレス・パッカー	2.65 t	1	1	3
	3	プレス・パッカー	2.45 t	1	1	3
	4	プレス・パッカー	2.50 t	1	1	4
	5	プレス・パッカー	1.85 t	1	1	3
許可	1	プレス・パッカー	2.35 t・6.60 t	2	2	5
	2	プレス・パッカー	2.00 t	1	1	3
	3	プレス・パッカー	2.10 t	1	1	3
	4	プレス・パッカー	3.10 t	1	1	2

(2) 処理方法

ごみの処理は、原則として東部環境美化センターにおいて処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行うものとする。

3 し尿の収集処理の方法

(1) 収集の方法

- ア し尿の収集は、災害の規模に応じ、各許可業者に指示してくみ取りを実施する。
- イ 各許可業者のし尿収集車両等は、次のとおりである。

し尿収集車両及び作業員

区分	連番	車種	積載量	台数	人員
許可	1	バキュームカー	2.00 k l	1台	2人
	2	バキュームカー	1.80 k l	1台	1人

(2) 処理方法

し尿処理は、汚泥再生処理センターで中間処理し、汚泥を東部環境美化センターで助燃剤として処理する。

4 食品衛生監視

食品衛生は、食糧及び飲料水について監視を行うとともに、食品による危害を防止するための注意喚起を行うこととする。

5 犬等及び危険動物の保護・収用計画

災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収用版を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。

6 ペットへの対応

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、町は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

町は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第23節 行方不明者の搜索及び死体の收容処理並びに埋葬計画

この計画は、災害により行方不明になっている者（生存推定者及び生死不明者）の搜索を行い、死体の收容処理及び埋葬を円滑に実施するためのものである。

1 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索及び死体の收容処理並びに埋葬等の措置は、町長が行う。なお、行方不明者の搜索は、消防対策班及び消防団が警察署及び中城海上保安部と協力して担当し、死体の收容処理及び埋葬等は消防対策班を主体に統括班の相互協力により担当する。

ただし、災害救助法が適用されたときは、死体の收容処理は知事が行い、搜索及び埋葬は知事の委任により町長が行う。

2 行方不明者の搜索

(1) 搜索隊の設置

行方不明者の搜索を迅速かつ的確に行うため、必要に応じ、消防対策班に搜索隊を設置し、行方不明者数及び搜索範囲等の状況を考慮し、消防対策班員を中心に各班員をもって編成する。

(2) 搜索の方法に当たっては、災害の規模、地域その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行うものとする。

3 行方不明者発見後の收容及び処理

(1) 負傷者の收容

搜索隊が負傷者及び病人等援護を要する者を発見したとき、又は警察署及び中城海上保安部より救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に收容するものとする。

(2) 死体の收容

搜索隊が発見した死体は、速やかに警察の検視及び医療班若しくは医師の検案を受け、又は警察等より死体の引渡しを受けたときは、公民館及び学校等適当な施設に收容するものとする。

(3) 医療機関等との連携

搜索に関しては、負傷者の救護及び死体の検案等が円滑に行われるように医療班及び医療機関等の連絡を前もってとるものとする。

4 死体の処理

(1) 收容した死体は身元の所在を確認し、遺族等に引き渡すものとする。

(2) 死体の識別が困難なとき、又は災害で遺族等が混乱しているときなどは、感染症予防上必要に応じ、死体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をするものとする。

5 死体の埋（火）葬

引取人の判明しない死体又は引取人が判明した死体であっても、その遺族が埋（火）葬を行うことが困難な場合には、町長がこれを行う。

6 行方不明者の搜索等の費用及び期間等

(1) 災害にかかった者の救出

ア 対象者

災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、救出するものである。

イ 費用

船艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

災害にかかった者の救出の期間は、災害の状況に応じ必要な期間とする。

(2) 死体の搜索

ア 対象者

死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

イ 費用

死体の搜索のため支出できる費用は、船艇その他搜索のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

死体の搜索は、災害発生の日から10日以内とする。

(3) 死体の処理

ア 対象者

死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

イ 処理の範囲

死体の処理は、次の範囲内において行う。

(ア) 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処置

(イ) 死体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 費用

死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。

(ア) 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理の費用は、1体あたり2,800円以内とする。

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設等の借上費について通常の実施とし、既存建物を利用できない場合は、1体あたり5,000円以内とする。

(ウ) 検案が医療班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 期間

死体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(4) 埋葬

ア 対象者

埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

イ 費用

埋葬は、実際に処理を行う者に対して、できる限り次に掲げる現物を支給するものとし、その費用は、1体あたり大人149,000円以内及び小人119,200円以内とする。

- (ア) 棺（付属品を含む。）
- (イ) 埋葬又は火葬の費用（人夫賃を含む。）
- (ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 期間

埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第24節 障害物の除去計画

この計画は、災害のため住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物が日常生活に著しい支障を及ぼしている場合に、これの除去に関するものである。

1 実施責任者

- (1) 住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は町長が行う。担当は土木対策班とする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任により町長が行う。
- (2) 障害物が公共その他の場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が行うものとする。

2 除去の方法

実施者は、自らの応急対策機器材を用い、又は状況に応じ建設業者の協力を得て障害物の除去を行うものとする。

(1) 除去の対象者

障害物の除去は居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行う。

(2) 対象数

障害物の除去の対象数は、住家が半壊及び床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態になった者を含む。）した世帯数の15%以内とする。

(3) 費用

障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費、輸送費及び人夫賃とし、1世帯あたり135,700円以内とする。

(4) 期間

障害物の除去期間は、発生の日から10日以内とする。

3 震災廃棄物の処理（土木対策班、統括班）

(1) 震災廃棄物処理計画の策定

町は、災害発生時に排出する多量の一般廃棄物を速やかに、かつ、円滑に処理する体制を確保するため、国が策定した「震災廃棄物対策指針（平成10年10月）」に基づき、震災廃棄物処理計画を策定する必要がある。

県は、廃棄物処理が町のみでは困難な場合、情報提供や技術的な助言等を行うとともに、国、町及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

(2) 仮置場、最終処分地の確保

町内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、環境省と連携して町を支援する。

(3) リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、県においては、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を環境省と連携して行う。

(4) 環境汚染の未然防止、町民・作業者の健康管理

障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び町民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県は、そのための技術面の指導、監視等を環境省その他関係機関と連携して行う。

第25節 住宅応急対策計画

この計画は、災害により住宅を失い、又は損壊したため居住することができなくなった者に対し、自力で住宅を確保することができない者に応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理その他を実施するものである。

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、町長が行う。担当は土木対策班とする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行う。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 対象者

住宅が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者

(2) 設置戸数

設置戸数は、住宅が全壊（焼）又は流失した世帯数の3割以内とする。なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

(3) 設置場所

設置場所は、原則として町有地とし、やむを得ない場合に限り私有地を借り上げるものとする。

(4) 規模及び費用

応急仮設住宅の1戸あたりの規模は、26.4（8坪）平方メートルを基準とし、その設置費用は1,447,000円以内とする。

(5) 着工及び供与期間

応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工するものとし、応急仮設住宅として被災者に供与できる期間は完成の日から建築基準法第85条第3項の規定による期限内（最高2年）とする。

(6) 避難行動要支援者に配慮した仮設住宅

県及び市町村は、避難行動要支援者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置できる。

(7) 入居者の選定

入居者の選定に当たっては、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の入居を優先するものとする。

(8) 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じた適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

3 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。

(2) 戸数

住家が半壊（焼）した世帯数の3割以内とする。

(3) 規模及び費用

居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に対して行い、その費用は1世帯当たり308,000円以内とする。

(4) 期間

住宅の応急修理は災害発生の日から1カ月以内に完成する。

4 県営住宅の活用

県は、指定管理者と連携を図り、県営住宅の空家状況の把握に努め、被災市町村に配分する。

また、県営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。

5 住家の被災調査（税務対策班）

町は、り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。

県は、町の要請に基づき、全国から調査要員を確保し配置するなどの調整を行う。

第26節 二次災害の防止計画

1 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、町が実施する。県は、町に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

2 被災建築物の応急危険度判定（土木対策班）

町は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、町の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

町は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

3 被災宅地の危険度判定（土木対策班）

町は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、町の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

町は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難勧告・指示等の必要な措置をとる。

4 降雨等による水害・土砂災害の防止（土木対策班）

県は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。

沖縄県内で震度5強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨（土砂災害）警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

町は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

5 高潮、波浪等の対策（土木対策班）

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行う

とともに、必要に応じて応急工事及び町と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。

町は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

第27節 教育対策計画

この計画は、文教施設又は児童生徒及び園児の被災により通常の教育を行うことができない場合に、応急教育の確保を図るためのものである。

1 実施責任者

災害時における文教に関する応急対策の実施責任者は、次のとおりとする。

- (1) 町立小中学校児童生徒に関する応急教育は、町教育委員会が行う。
- (2) 災害発生時の学校内の応急措置は、各学校長（園長）が行う。
- (3) 町立小中学校及び町立幼稚園その他町立文教施設の災害応急復旧は、町長が行う。

2 応急教育対策

(1) 休校（休園）措置

ア 大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長（園長）は、町教育委員会と協議し、必要に応じて休校（休園）措置をとるものとする。

イ 休校（休園）措置が登校前に決定したときは、直ちにその旨を放送（ラジオ等）その他確実な方法により児童生徒及び園児に周知させるものとする。

ウ 休校（休園）措置が登校後に決定し、児童生徒及び園児を帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等を行うものとする。

(2) 教育施設の確保

学校施設が災害によりその一部が損壊し、使用不能となった場合は、安全管理上緊急修理を要する箇所については応急修理又は補強を施し、学校教育に支障のないよう万全の措置を講じ、休校（休園）をできる限り避けるものとする。

なお、災害のため学校施設が使用できない場合は、次の場所を予定する。

ア 隣接校

イ 公民館等の公共施設

ウ 前掲施設を使用できない場合は、応急仮設校舎（園舎）の建設を検討する。

(3) 教科書及び学用品の給与

ア 給与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により教科書及び学用品をそう失又はき損した児童生徒及び園児で、災害救助法に準じて定める。

イ 給与の品目、費用、期間

(ア) 品目

教科書及び学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を支給する。

a 教科書及び教材

b 文房具

c 通学用品

(イ) 費用

- a 教科書代・・・実費
- b 文房具及び通学用品
 - 幼稚園児1人当たり・・・実費
 - 小学校児童1人当たり4,000円
 - 中学校生徒1人当たり4,200円

(ウ) 期間

学校品の給与は災害発生の日から、教科書については1ヶ月以内、文房具及び通学用品については15日以内にそれぞれ完了しなければならない。

(4) 教育職員の確保

ア 町教育委員会は、教員の被災等により通常の授業及び保育が行えないときは、代替職員を確保し、授業または保育に支障をきたさないようにする。また必要に応じて、一時的に教員組織の編成替え等を行う。

イ 教員免許所有者で、現に教職にたずさわっていない者を臨時に確保することを検討する。

3 学校給食対策

町教育委員会は、応急給食を必要と認めるときは、県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議のうえ実施するものとする。

4 社会教育施設等対策

公民館施設等の管理者は、被害状況の把握に努めるとともに、被災施設の応急修理を速やかに実施するものとする。

5 罹災児童・生徒の保健管理（教育委員会）

町は、罹災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

6 文化財の保護（教育委員会）

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

(1) 町指定の文化財は、町教育委員会に報告する。

第28節 危険物等災害応急対策計画

1 石油類（統括班、消防機関）

(1) 危険物施設の責任者の役割

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

イ タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 町の役割

町は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施するものとする。

2 高圧ガス類（統括班、消防機関）

(1) 高圧ガス保管施設責任者の役割

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ 充填容器等を安全な場所に移す。

(2) 町の役割

町は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。

3 火薬類（統括班、消防機関）

(1) 火薬類保管施設責任者の役割

火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。

ウ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

(2) 町の役割

町は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施するものとする。

4 毒物劇物（統括班、消防機関）

(1) 毒物劇物保管施設責任者の役割

毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流出し、しみ出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報するものとする。

ア タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。

イ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 町の役割

町は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。

第29節 労務供給計画

この計画は、災害応急対策実施のため、職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合に必要な労務の供給に関するものである。

1 実施責任者

災害応急対策に必要な労務者の供給については、那覇公共職業安定所に依頼するが、もし諸般の事情により当該職業安定所長からの労務者の供給あつせんが困難と思われる場合は、あらかじめ当該職業安定所長と調整の上、町長が自ら労務者の雇用を行う。担当は、各班の要請により産業対策班が行う。

2 労務者供給の方法

(1) 供給手続

町長は、那覇公共職業安定所長に対し、次の事項を明示して、労務者の供給を依頼する。

- ア 必要労務者数
- イ 就労場所
- ウ 作業内容
- エ 労働時間
- オ 賃金
- カ その他必要な事項

(2) 賃金の基準

賃金の基準は、西原町臨時職員の賃金に災害時の事情を勘案して決定する。

(3) 賃金の支払方法

賃金の支払方法は、その日払いとし、支給事務等は「西原町臨時職員の任用、給与、服務及び勤務条件等に関する規則」に準じて、統括班が行うものとする。

3 救助法による賃金職員等の雇上げ（産業対策班）

町が実施する、救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

(1) 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は以下のとおりとする。

ア 被災者の避難誘導賃金職員等

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。

イ 医療及び助産における移送賃金職員等

(ア) 医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。

(イ) 医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とするとき。

(ウ) 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

ウ 被災者の救出貨金職員等

被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。

エ 飲料水の供給賃金職員等

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

(ア) 被服、寝具、その他の生活必需品

(イ) 学用品

(ウ) 炊出し用の食料品、調味料、燃料

(エ) 医薬品、衛生材料

カ 死体捜索賃金職員等

死体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。

キ 死体の処理（埋葬を除く）賃金職員等

死体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

(2) 賃金職員等雇上げの特例

ア 上記のほか、埋葬、炊出しその他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合、町は、次の申請事項を明記して県に申請するものとする。

(ア) 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目

(イ) 賃金職員等の所要人員

(ウ) 雇上げを要する期間

(エ) 賃金職員等雇上げの理由

イ 町は県に要請をし、県はその必要を認めたときは、厚生労働省にその旨を申請し、承認を得て実施するものとする。

(3) 雇上げの費用及び期間

ア 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

イ 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間はそれぞれ救助の実施が認められている期間とする。

4 従事命令、協力命令（産業対策班）

(1) 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

[従事命令等の種類と執行者]

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項	町長
		〃 第65条2項	警察官、海上保安官
		〃 第65条3項	自衛官（町長の職権を行う者がその場 いない場合）
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官（警察官がそ の場いない場合）
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条第1項	知事
	協力命令	〃 第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条1項	知事 町長（委任を受けた 場合）
	協力命令	〃 第71条2項	
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者水防団長 消防機関の長

[命令対象者]

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、 診療放射線技師、臨床検査技師、臨床 工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 土木、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の 従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法による町長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	町内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(2) 損失に対する補償

町又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。
(基本法第82条第1項)

(3) 傷害等に対する補償

ア 町の役割

町は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により町長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、又は疾病となったときは、町は基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第84条第1項）

第30節 民間団体の活用計画

この計画は、災害の規模が大きく地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため民間団体の協力を図るものとする。

1 実施責任者

- (1) 民間団体に対する要請は、町長が行う。
- (2) 担当は、統括班とする。

2 協力要請対象団体

- (1) 各自治会
- (2) 自主防災組織
- (3) 女性団体
- (4) 青年団体
- (5) 各種団体

3 協力要請

(1) 要請の方法

協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請するものとする。

- ア 協力を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 期間
- エ 従事場所
- オ 所要人員数
- カ その他必要な事項

(2) 協力を要請する作業内容

- ア 被災者の救出、又は災害応急復旧等の作業の応援
- イ 災害後の炊出しの応援

第31節 ボランティア受入計画

1 ボランティアの受入れ（福祉対策班）

町、社会福祉協議会、日本赤十字社及び地域のボランティア団体等は、県被災地災害ボランティアセンター等と連携し、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制を整備する。

さらに、ボランティアの受入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

ボランティアの受入事務（受付、活動調整、現地誘導等）には、地域のボランティアや町民組織からの人員の派遣等により実施する。

2 ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、以下のとおりとする。

(1) 専門ボランティア

- ア 医療救護（医師、看護師、助産師等）
- イ 無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）
- ウ 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者）
- エ 住宅の応急危険度判定（建築士）
- オ その他災害救助活動において専門技能を要する業務

(2) 一般ボランティア

- ア 炊き出し
- イ 清掃
- ウ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- エ 被災地外からの応援者に対する地理案内
- オ 軽易な事務補助
- カ 危険を伴わない軽易な作業
- キ 避難所における各種支援活動
- ク その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
- ケ 災害ボランティアセンターの運営に関する支援
- コ その他必要なボランティア活動

3 ボランティアの活動支援（福祉対策班）

町、県及び社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

(1) 活動場所の提供（福祉対策班）

- ア 被災地災害ボランティアセンターの役割【町社会福祉協議会、町庁舎等】
 - (ア) 避難所等のボランティア活動の統括
 - (イ) 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡）
 - (ウ) 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）
 - (エ) ボランティアの紹介

- (イ) ボランティアニーズの把握とコーディネーション
 - (カ) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映
- (2) 設備機器の提供
- 町及び県は、可能なかぎり、電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。
- (3) 情報の提供（福祉対策班）
- 町及び県は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって情報の共有化を図る。なお、提供するにあたっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、町民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。
- (4) ボランティア保険
- 町は、ボランティア保険の加入に際して金銭面の支援に努める。
- (5) ボランティアに対する支援物資の募集
- 町及び県は、ボランティアが必要としている物資を報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第32節 公共土木施設応急対策計画

1 実施責任者

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等とそれぞれの施設の管理者が連携・調整の上、行うものとする。

2 施設の防護（土木対策班、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）

(1) 道路施設

ア 町道

町道の管理者である町における措置は、以下のとおりとする。

- (ア) 町長は管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を所管土木事務所長に報告するものとする。
 - ・被害の発生した日時及び場所
 - ・被害の内容及び程度
 - ・迂回道路の有無
- (イ) 町長は、自動車の運転者が、地区の住民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した際に直ちに町長に報告するよう、常時指導・啓発しておくものとする。

イ 国道（指定区間）

国道（指定区間）の管理者である沖縄総合事務局開発建設部は、管理する国道についてパトロール等により早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧等を行う。

ウ 国道（指定区間外）及び県道

国道（指定区間外）及び県道の管理者である県における措置は、以下のとおりとする。

- (ア) 各土木事務所は常に所管の道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるように努めるものとする。
- (イ) 被害が発生するおそれがあるときは所管の道路の状況を把握するため、道路監視車を巡回させる等の方法を講じ、被害情報の収集、道路災害の未然防止又は適切な応急措置を行うものとする。
- (ウ) 土木事務所長の災害に関する報告は、「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定めるところによるものとする。

(2) 港湾施設

ア 町における措置

町長は、護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、速やかに以下の事項を所管の土木事務所長等に報告するものとする。

- (ア) 被害の発生した日時及び場所
- (イ) 被害内容及び程度
- (ウ) 泊地内での沈没船舶の有無

イ 県の役割

- (ア) 土木事務所等は、常に所管の防波堤、護岸、岸壁等の破壊その他船舶、貯木場、民家に支障を及ぼすおそれのある箇所については検討を加え、災害時に沖縄県の地域を管轄する指定

地方行政機関等と調整を図り、迅速、適切な措置がとれるよう努めるものとする。

- (イ) 災害発生のおそれがある場合は、所管の岸壁、護岸の状況を把握するため所員を地区別に手分けして、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、被害情報の収集、護岸、岸壁被害の未然防止又は適切な応急措置を行うものとする。

3 応急措置（土木対策班、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）

(1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合に全力をあげて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保するものとする。

4 応急工事（土木対策班、産業対策班、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）

(1) 応急工事の体制

ア 要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、以下の措置を講じておくものとする。

- (ア) 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法
(イ) 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

イ 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図るものとする。

(2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、以下により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

ア 道路施設

(ア) 応急工事

被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

- ・排土作業又は盛土作業
- ・仮舗装作業
- ・障害物の除去
- ・仮道、さん道、仮橋等の設備

(イ) 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

第33節 ライフライン等施設応急対策計画

第1款 電力施設応急対策

電力施設に関する災害応急対策については、沖縄電力株式会社が定める防災業務計画により同社長が実施する。なお、同計画は、電力施設の災害による停電の根絶を究極の目標とし、災害の未然防止と迅速復旧により、被害の減少のための諸対策に努める。

第2款 ガス施設応急対策

ガス施設に関する災害応急対策は、西原町内各ガス関係業者が定める保安規定等により各業者が実施する。

第3款 液化石油ガス施設応急対策（液化石油ガス販売事業所）

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、沖縄県高圧ガス保安協会長、消防機関及び警察に通報するとともに、応急措置を行う。

第4款 上水道施設応急対策（上下水道対策班）

1 上水道の応急対策

町は、上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置及び雑用水源等の活用など速やかに緊急給水を実施する。

第5款 下水道施設応急対策（上下水道対策班）

下水道施設に被害が発生した場合、町は県と連携し、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠柵及び取付管等の復旧を行う。

第6款 電気通信設備応急対策

（西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ(株)、KDDI(株)）

電気通信関係機関は、町内における災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の定める防災業務計画に基づき実施する。

第34節 交通機関応急対策計画

1 バス・タクシー

バス・タクシー事業者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

第35節 農林水産物応急対策計画

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、次によるものとする。

1 農林水産物の事前及び事後対策

(1) 事前対策

町は、地震・津波等の災害により、農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに事後対策を樹立し、広報車を通じて周知徹底を図るとともに、自治会並びに関係団体を通じて事前対策について指導を行うものとする。

(2) 事後対策

町は、地震・津波等の災害の発生により農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれのあるときは、ただちに事後対策を確立し、広報車等を通じて周知徹底を図るとともに、自治会並びに関係団体を通じて事後対策について指導を行うものとする。

2 農産物応急対策

(1) 種苗対策

災害により農産物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合、町は農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。

(2) 病虫害防除対策

ア 緊急防除対策

町は、町内に広範な地域にわたり病虫害が発生した場合病虫害緊急防除対策を樹立し、自治会並びに農業団体に対し、具体的な防除を指示するものとする。

イ 緊急防除指導班の編成

町は、特に必要と認めたときは、緊急防除指導班（産業観光課、農業委員会、農業協同組合、当普及員、経済連原料指導員）を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。

ウ 防除機具の動員

災害により病虫害が異常発生し、緊急防除を実施する必要があるときは、関係機関の防除機（大型防除機）を使用するものとする。

エ 農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、農業協同組合に対して手持農薬の緊急供給を依頼するものとする。

3 家畜応急対策

(1) 家畜の管理

地震後の降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼養者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法につき必要があるときは、町においてあらかじめ計画しておくものとする。

(2) 家畜の防疫

家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して、町は、県（中央家畜保健衛生

所)の協力を得て家畜防疫班及び家畜診療班を組織し、必要な防疫を実施するものとする。災害による死亡家畜については、家畜の飼養者をして、町に届出を行わせるとともに、県の家畜防疫員の指示により死体の埋没又は焼却を行わせるものとする。

- ア 被災家畜に伝染病の疑いがある場合又は伝染病の発生のおそれがあると認められる場合には、町は県に防疫班及び消毒班の派遣を要請し、緊急予防処置をとるものとする。
- イ 災害のため正常な家畜の診断が受けられない場合は、町は県に対して診療班の派遣を要請するものとする。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、町は各畜産関係組合等の要請に基づき、県又は町内の農業協同組合に対し必要量の確保及び供給について、あっせんを要請するものとする。

4 漁船漁具応急対策

(1) 漁船漁具の管理

津波等の災害が予想されるときは、所有者において漁船漁具を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要があるときは、町においてあらかじめ計画しておくものとする。

(2) 遭難者の捜索

遭難者が発生したときは、中城海上保安部へ通報し、又は琉球水難救済会に連絡するとともに、町においても消防対策班を中心とした捜索隊を編成する。

第36節 その他災害応急対策に必要な事項

1 応急公用負担

(1) 物的公用負担

ア 公用負担の種類と執行者

公用負担の種類	対象物	根拠法律	執行者	備考
使用・処分	消防対象、土地	消防法第29条第1項	消防吏員 消防団員	
使用制限				
一時使用	土地	水防法第21条第1項	町長	
使用、収用	土石、竹材、その他の資材			
使用	車馬、その他の運搬具、器具			
保管命令	必要物資の生産、集荷、配給、保管、運送の業者	災害救助法第23条の2第1項 災害対策基本法第78条第1項	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長	
収用	必要な物資			
管理	病院、診療所、助産所、旅館、飲食店	災害救助法第26条第1項 災害対策基本法第71条第2項	知事 (町長)	
使用	土地、家屋、物資			
保管命令	必要物資の生産、集荷、配給、保管、運送の業者			
収用	必要な物資			
一時使用	他人の土地、建物その他の工作物	災害対策基本法第64条第1項	町長警察官 海上保安官	
使用、収用	土石、竹材、その他の資材			
除去、その他の必要な措置	災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障となるもの			

イ 公用令書の様式

様式第1号、様式第2号、様式第4号又は様式第5号による。

(2) 人的公用負担

ア 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員、消防団員
災害救助作業	従事命令	災害救助法第24条	知事
	従事命令	災害救助法第25条	
災害応急対策事業(災害救助法による救助を除く)	従事命令	災害対策基本法第71条	知事
	協力命令		
災害応急	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	警察官海上保安官
		災害対策基本法第65条第1項	
	順事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

知事（知事が町長に権限を委任した場合の町長を含む。）の従事命令の執行に際しては、法令等に定める令書を交付する。

知事以外の従事命令発令権者が発令する従事命令等には令書の交付は、必要としない。

イ 公用令書の様式

様式第3号、様式第4号、様式第5号による。

2 警戒区域の設定権

(1) 設定の要件（災害対策基本法第63条、水防法第14条、消防法第23条の2、第28条、第36条）

ア 災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要である場合

イ 災害応急対策を特に迅速かつ円滑に行う必要がある場合

(2) 設定権を有する者

ア 町長

イ 町長の委任を受けた町職員

ウ 警察官又は海上保安官

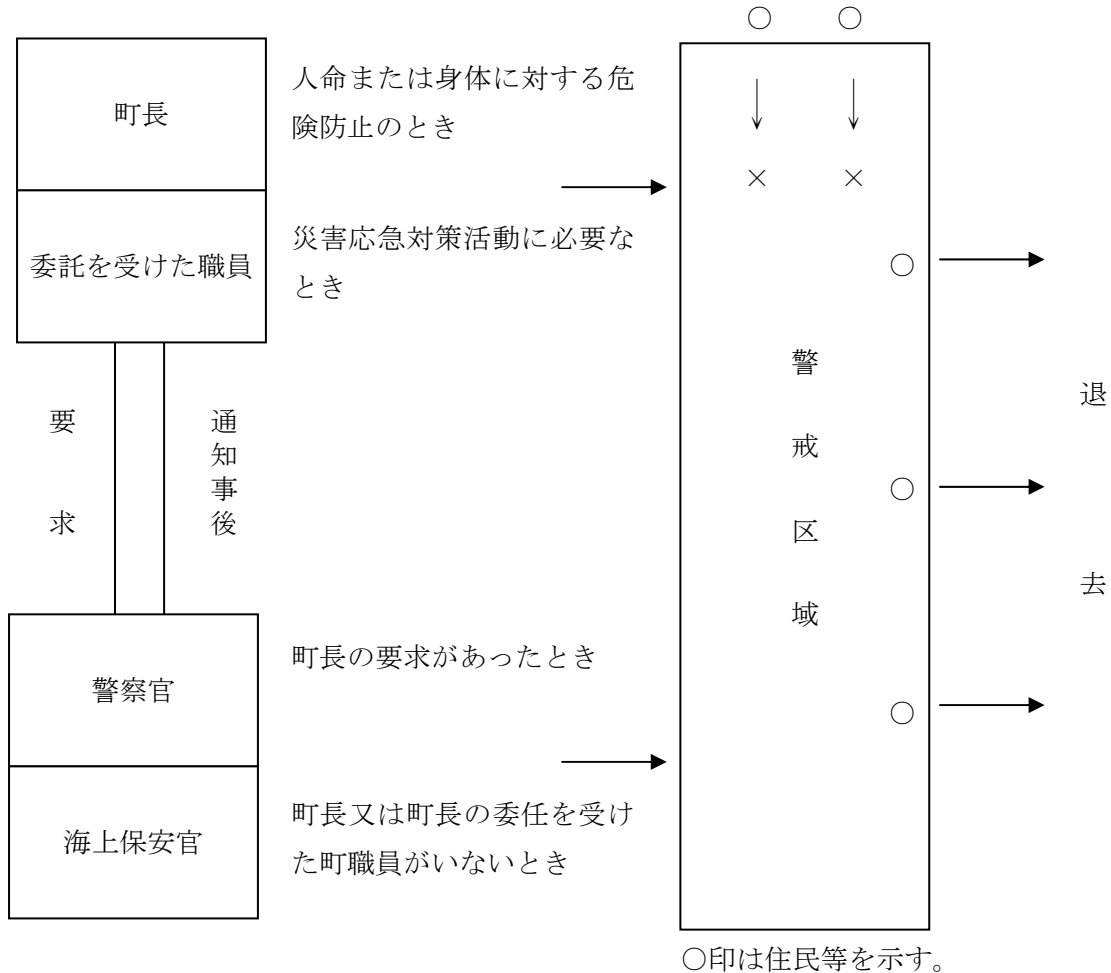
エ 消防長

オ 消防吏員又は消防団員

(3) 警戒区域への立入制限等

警戒区域への一般の立ち入りを制限、禁止又はその地域からの退去を命ずる。

立入制限、禁止



(4) 罰則

警戒区域設定に基づく禁止、制限又は退去命令について違反した者は、一万円以下の罰金又は拘留処せられる。

3 証標

(1) 災害対策本部に従事する者の腕章

災害対策本部に従事する者は、左上腕に様式第6号の腕章をする。

(2) 災害応急対策に使用する車両の標示

災害応急対策に使用する車両は、当該車両の前面の視野を妨げない場所に様式第7号の標示をする。

第3章 災害復旧・復興計画（地震・津波編）

第1節 公共施設災害復旧計画

被災した施設は、本町がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、その被害程度に応じ適切な復旧事業計画をたて、被災施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止し、施設の新設又は改良を図る。

1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

2 計画の種類

計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を充分調査検討し、その都度、作成実施するが、その主たるものは次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧計画

- ア 河川施設復旧事業計画
- イ 海岸 〃
- ウ 道路 〃
- エ 砂防 〃
- オ 地すべり防止施設復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- キ 下水道施設復旧事業計画
- ク 港湾施設復旧事業計画
- ケ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- コ 公園災害復旧事業計画

(2) 水道施設復旧事業計画

(3) 農林水産業施設災害復旧事業計画 ※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

- (4) 都市災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

3 町及び県における措置（統括班）

(1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合において、町又は県において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行なわれるよう努めるものとする。

(2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、町及び県は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行なわれるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害復旧資金の確保措置

町及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

(4) 暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第2節 被災者生活への支援計画

町及び県は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

1 災害相談（税務対策班）

(1) 県民サポートセンターの開設

被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、県は、国の関係省庁、市町村その他関係機関と連携して県民サポートセンターを開設する。

当該センターの開設に当たっては被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努めるものとする。

県民サポートセンターは、県本庁、県土木事務所及び被災地域の公共施設等に設置する。

(2) 町の相談窓口等の開設

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 住宅の復旧（税務対策班、土木対策班）

(1) 災害住宅融資

ア 災害復興住宅資金

町及び県は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合資金の融通が早急に行われるよう、町は、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

イ 個人住宅（特別貸付）建設資金

町は、管内で地震による住宅の被害が発生した場合において、沖縄振興開発金融公庫に対して、個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付け制度の内容を罹災者に周知するよう要請する。

なお、町は、罹災者が借入れを希望する際には、「罹災証明書」を交付するものとする。

(2) 災害公営住宅の建設

町及び県は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅を建設するものとする。

3 生業資金の貸付（税務対策班、福祉対策班）

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

町は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

(2) 生活福祉資金の災害援護資金

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

(3) 母子寡婦福祉資金

町は、災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

(4) 生活福祉資金制度による各種貸付

町及び社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。

4 被災世帯に対する住宅融資（税務対策班）

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して以下の資金を融資するものとする。

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- (3) 母子寡婦福祉資金の住宅資金

5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給（福祉対策班）

(1) 災害弔慰金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した町民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

町は、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

6 災害義援金品の募集及び配分（福祉対策班）

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、次の機関をもって協議会を構成し、各機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。

（構成機関）日本赤十字社沖縄県支部、県社会福祉協議会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体

7 租税の徴収猶予及び減免等（税務対策班）

(1) 地方税の特別措置

町、県は、税条例等に基づき、以下の特別措置を行う。

ア 地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について一部軽減又は免除する。

イ 徴収の猶予

町及び県は、災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。

ウ 期限の延長

町及び県は、災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

8 職業のあっせん（産業対策班）

公共職業安定所が職業あっせんの対象とする被災者は、災害のための転職又は一時的に就職を希望し、本人の技能、経験、健康、その他の状況から判断して就職可能な者とする。

9 被災者生活再建支援（統括班）

町及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し生活再建支援金の支給手続きを行う。

対象は、町の認定する全壊、半壊、大規模半壊と認定された世帯を原則とする。

町は、被災者からの申請を受け付け、とりまとめた上、県に提出する。県は、委託先の法人に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。

第3節 生活確保資金等融資計画

この計画は、災害を受けた中小企業、農漁業者及び一般被災者に対し災害復旧資金の融資を行い、応急復旧を図るものである。

1 農漁業関係の融資

- (1) 天災融資法による災害経営資金及び災害事業資金
- (2) 農漁業金融公庫資金による災害資金
- (3) 自作農維持資金

2 中小企業関係の融資

- (1) 中小企業金融公庫資金
- (2) 商工組合中央金庫資金
- (3) 国民金融公庫資金
- (4) 環境衛生金融公庫資金
- (5) 中小企業信用保険公庫資金

3 福祉関係の融資

- (1) 世帯更生資金
- (2) 母子福祉資金

4 住宅関係の融資・・・・・・・・沖繩振興開発金融公庫

- (1) 個人住宅（特別貸付）建設資金
- (2) 災害復興住宅
 - ア 災害復興住宅資金
 - イ 地すべり等関連住宅資金
 - ウ 宅地防災工事資金

第4節 復興の基本方針

1 復興計画の作成（総務部生活環境安全課）

町及び県は、大規模な地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

2 がれき処理（総務部生活環境安全課）

町、県及び関係機関は、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止又は町民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

3 防災まちづくり（建設部土木課・都市整備課）

町及び県は、防災まちづくりに当たり、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川及び港湾などの都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化及び耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、町民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに町民の合意を得るように努め、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。